

上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画

(令和3年度～令和7年度)

北海道空知郡上砂川町

目 次

1 基本的な事項

(1) 上砂川町の概況	1
ア 上砂川町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ 上砂川町における過疎の状況	1
ウ 上砂川町の世界経済的発展の方向の概要	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
ア 人口の推移と動向	2
イ 産業の推移と動向	5
(3) 上砂川町行財政の状況	6
ア 行財政の現状と動向	6
イ 施設整備水準等の現状と動向	9
(4) 地域の持続的発展の基本方針	12
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	13
(6) 計画の達成状況の評価	15
(7) 計画期間	15
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	15

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	16
(2) その対策	16
(3) 計 画	16

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	17
ア 農林水産業	17
イ 工業・企業誘致	17
ウ 商 業	18
エ 観光開発	18
(2) その対策	20
ア 農林水産業	20
イ 工業・企業誘致	20
ウ 商 業	20
エ 観光開発	20
(3) 計 画	21

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	23
ア 通 信	23
イ 情報化・地域間交流	23
(2) その対策	23

ア 通 信	2 3
イ 情報化・地域間交流	2 3
(3) 計 画	2 4

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	2 5
ア 道 路	2 5
イ 交 通	3 0
(2) その対策	3 0
ア 道 路	3 0
イ 交 通	3 0
(3) 計 画	3 1

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	3 3
ア 水道施設	3 3
イ 下水道処理施設	3 3
ウ 環境衛生施設	3 4
エ 消防施設	3 4
オ 住 宅	3 5
カ 公園整備	3 5
(2) その対策	3 5
ア 水道施設	3 5
イ 下水道処理施設	3 5
ウ 環境衛生施設	3 5
エ 消防施設	3 6
オ 住 宅	3 6
カ 公園整備	3 6
(3) 計 画	3 6

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	3 8
ア 高齢者福祉対策	3 8
イ 児童福祉対策	3 8
ウ その他の福祉対策	3 9
エ 保健対策	3 9
(2) その対策	3 9
ア 高齢者福祉対策	3 9
イ 児童福祉対策	4 0
ウ その他の福祉対策	4 0
エ 保健対策	4 0
(3) 計 画	4 0

8 医療の確保

- (1) 現況と問題点 4 4
- (2) その対策 4 4

9 教育の振興

- (1) 現況と問題点 4 5
 - ア 乳幼児教育 4 5
 - イ 義務教育 4 5
 - ウ 社会教育・生涯教育 4 5
 - エ 社会体育の振興 4 5
- (2) その対策 4 6
 - ア 乳幼児教育 4 6
 - イ 義務教育 4 6
 - ウ 社会教育・生涯教育 4 6
 - エ 社会体育の振興 4 6
- (3) 計 画 4 6

10 集落の整備

- (1) 現況と問題点 4 9
- (2) その対策 4 9
- (3) 計 画 4 9

11 地域文化の振興等

- (1) 現況と問題点 5 0
- (2) その対策 5 0
- (3) 計 画 5 0

12 再生可能エネルギーの利用の推進

- (1) 現況と問題点 5 1
- (2) その対策 5 1

13 その他地域の持続発展に関し必要な事項

- (1) 現況と問題点 5 2
- (2) その対策 5 2

○事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分 5 3

1 基本的な事項

(1) 上砂川町の概況

ア 上砂川町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、北海道中西部の空知総合振興局管内の中央に位置し、周囲を芦別市、歌志内市、砂川市、奈井江町の4市町に境を接している。位置は、北緯43度 東経142度でその広ぼうは東西10.275km、南北8.412km、総面積39.98km²の広さで、90%が山岳森林地帯で北部を流れるパンケ歌志内川沿いのわずかな平坦地に集落を形成している。

本町は、明治20年に上砂川炭田が発見され、明治32年福井県鶉村から9人の開拓民が入植したのち、大正3年三井鉱山が起業して以来、石炭の町として発展してきた。

更に、戦前戦後、石炭の需要拡大の要請に応じてエネルギー基地として飛躍的に発展を続け、昭和24年地域の人口が3万人近くになったことから、当時の砂川町、歌志内町の一部を分立（分町当時人口29,204人）して誕生した町である。

昭和33年には3万人以上を数えた人口も、その後エネルギー革命の急速な進行による相次ぐ合理化で激減し、昭和62年7月には町の発展を支えてきた三井砂川炭鉱が、国の第8次石炭政策下第1号の閉山となり、令和3年3月末の人口は2,770人まで減少し、過疎化が進んでいる。

本町唯一の基幹産業であった石炭産業の終息により、地域経済は大きな打撃を受け、新産業の創出、就労の場の確保が急務となっていたことから、企業誘致活動を積極的に行い、一定の成果をあげ、軽工業の町としての基盤は定着しつつあるが、国や道等の支援により起業した地下無重力実験センターが産業に結びつく成果がないという国の評価から平成15年度末で廃業となった。

こうした状況下のもと、脱産炭地の新しいまちづくりに向けて、今後も企業誘致、新産業の創出と地場産業の振興を推進するとともに、商店街の活性化を積極的に進め、併せて更なる住み良い生活基盤の整備によって住民の移住・定着率を高め、過疎からの自立に最大限の努力をするとともに、地域資源を活用し、持続可能な町の将来を形成していく。

イ 上砂川町における過疎の状況

これまでの過疎化の最大要因は石炭産業の不振による相次ぐ炭鉱合理化と閉山によるところであり、炭鉱の閉山は、石炭鉱業就業者約800人と下請関連企業も含め1,200人の離職者が生じ、加えてその他の企業、商店に重大な影響を及ぼし、さらに付随して、景気の低迷による会社整理等が相次ぎ過疎化に拍車をかけた。

また、閉山以降、企業誘致活動の展開で現在8社の誘致実績があり、地域の雇用に大きな役割を果たしているものの都市部へ就業の場を求める新規学卒者の転出と少子高齢化が進行し、近年ではその傾向がより一層強く影響していることも、地域が過疎化から脱却し自立することを阻む要因となっている。

ウ 上砂川町の社会経済的発展の方向の概要

今後の見通しとして、人口は未だ減少傾向にあるため積極的な企業誘致活動の展開及び現在の商店や事業所に対する支援を強化するとともに、さらに企業の生産性向上や育成などの支援を行い産業の振興と人口の定着化を図る。

また、町内には経営基盤の強い優良企業が操業していることから、企業振興促進条例に係る町独自の優遇制度を継続し、事業拡大や雇用の創出に対し、強力に支援するとともに、新規性や創意性があり地域経済の活性化が期待できる新規開業者に対する支援制度の整備など、本町の社会経済の発展を促進する。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

人口の最も多かったのは、昭和 29 年で 31,988 人を数えたが、昭和 37 年以降の石炭産業の合理化によって急激に減少傾向に転じ、平成 27 年には 3,479 人まで減少した。

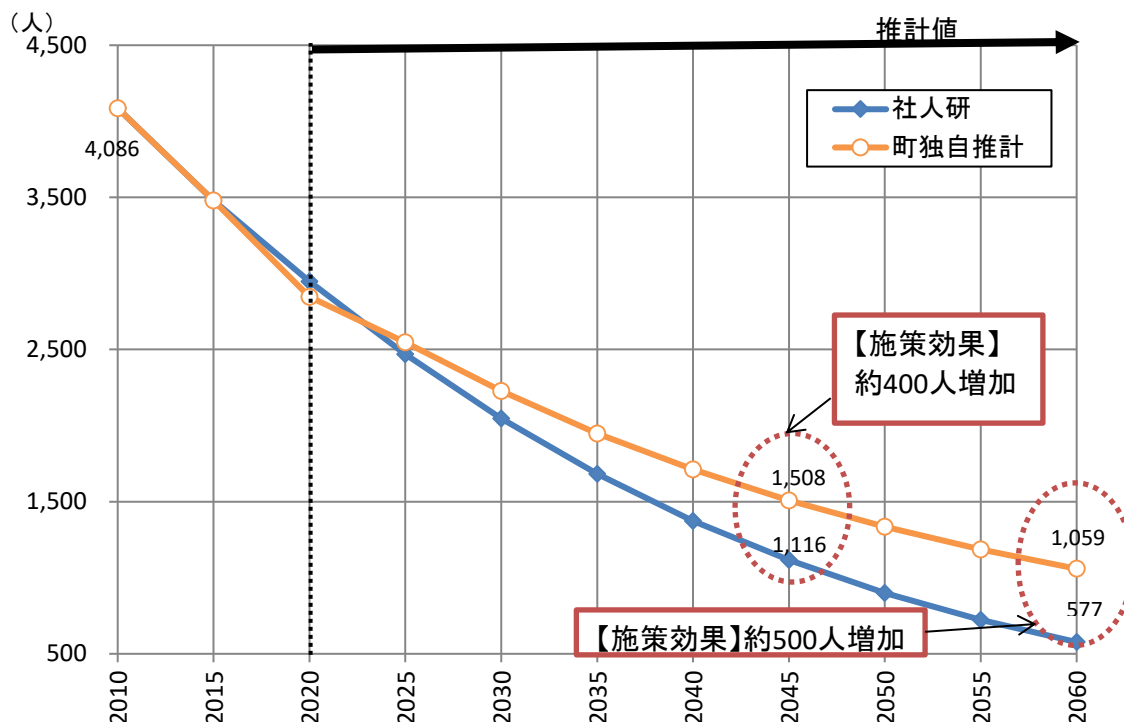
表 1－1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実 数	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
総 数	人 28,431	人 12,618	% △55.6	人 6,440	% △49.0	人 4,770	% △25.9	人 3,479	% △27.1
0 歳～14 歳	10,174	2,610	△74.3	834	△68.0	455	△45.4	258	△43.3
15 歳～64 歳	17,341	9,016	△48.0	4,158	△53.9	2,510	△39.6	1,567	△37.6
うち 15 歳～ 29 歳(a)	7,124	2,322	△67.4	823	△64.6	527	△36.0	307	△41.7
65 歳以上 (b)	916	992	8.3	1,448	46.0	1,805	24.7	1,654	△8.4
(a)/総数 若年者比率	% 25.1	% 24.5	—	% 12.8	—	% 18.4	—	% 8.8	—
(b)/総数 高齢者比率	% 3.2	% 4.2	—	% 22.5	—	% 7.9	—	% 47.5	—

表 1－1 (1) で明らかなように、昭和 50 年から平成 27 年までに約 72%の人口減、若年者の約 90%減、生産人口約 83%減となっている。これに対し、65 歳以上高齢者人口は、約 67%増と過疎化の中で急速な高齢化が進み、生産人口が高齢者人口を下回る逆転現象が生じる状況となった。

表 1－1（２） 人口の見通し

上砂川町のこれまでの人口動向を勘案し、めざすべき将来の方向を踏まえて、以下の考え方に基づき、将来人口を推計し展望した。



①人口の長期的な見通し

表 1－1（２）に示すとおり、社人研の推計では、2045（令和 27）年の町の人口は 1,116 人、2060（令和 42）年には 577 人まで減少するとされている。

町の推計では、町の施策による効果が着実に反映され、合計特殊出生率や転出超過数などが目標どおり改善されれば、2045 年には 1,508 人、2060 年には 1,059 人となり、社人研推計との比較し、2045 年で約 400 人、2060 年で約 500 人の施策効果が見込まれる。

②人口の将来目標

めざすべき将来の方向

町の現状や課題については、これまでに実施した町の将来展望に関する町民アンケート調査結果などを踏まえ、町がこれから人口問題に対応していくためには、出生率の向上による自然動態の改善及び移住・定住人口の増加による社会動態の改善により人口減少に歯止めをかけるとともに、人口構造の若返りを図ることが必要である。

一方で、避けることができない超高齢社会・人口減少社会を前提とした、効率的かつ効果的な社会基盤づくりの視点が求められる。

人口減少への取り組みは、社会全般に関わることから、地域づくりを担う組織や企業と連携することにより社会情勢の変化に対応し、オール上砂川として諸問題に立ち向かい、女性・高齢者・障がい者・外国人など誰もが居場所と役割を持

ち活躍できる町として、持続可能な形で住民サービスを維持・提供し続けることにより、全ての町民が夢と希望を実現できるまちづくりが重要である。

こうした観点から、上砂川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける取り組みを継続しながら、町の目指すべき将来の方向性として、次の5点を掲げることとする。

交流人口の増加から、関係人口及び定住人口へつながる未来像

人口減少の最大の要因は若年層の流出にあり、このまま推移すると今後も人口流出が見込まれ、行政運営が困難になるおそれがある。このため、人口流出（特に若い世代）に歯止めをかけるなど「人の流れ」を変えることが課題となっている。

これを踏まえて、効果的な情報発信の強化により町に興味・関心を持ってもらい、観光などで来町する交流人口を増やすことにより、その後リピーターとして町に、より興味関心を強く持ってもらい、町民と様々な形で関わり合いを持ちながら関係性が深まることで関係人口が増加するとともに、町外の人材が地域づくりの担い手となることにより、さらにその関係性を深めることで定住へつながるために必要な環境を整えることを目指す。

「出生率向上」のため、安心した子育て環境を提供する

人口減少を克服するため、次代を担う若い世代が町に住み、安心して働き、希望どおり結婚・妊娠・出産・子育てをすることへの阻害要因の除去に取り組み、これらを実現できるまちづくりを目指す。

活き活きと健康に暮らし高齢者が活躍できる社会づくり

高齢化人口比率が非常に高い本町では、高齢者がより一層活躍できる社会づくりを強力に推進し、いつまでも健康で自立した生活を営むことができるように各種健康・長寿維持施策を充実させ、高齢者自らが「支えられる側」から「支える側」への意識転換を図ることで、若年者から高齢者に至る全町民が魅力ある地域づくりに主役として関わる社会を目指す。

元気な産業と安定した雇用の創出

炭鉱閉山、炭鉱関連企業の撤退以降、厳しい経済状況の中、地域経済を支えている既存産業・事業所の縮小や減少を抑制することが必要である。

このため、堅調である既存産業の維持・成長を図りつつ、新たな起業や事業に対する支援を充実させるなど、地域雇用の維持・創出を図り、質の高い雇用の場を確保するとともに、仕事と家庭の両立しやすい環境を整備する。また、若い世代の地元就職率を高めることで、地元で暮らしたいという希望を実現する施策を推進する。

公共施設の活用・整備

地域を将来世代へ適正に引き継ぐため、公共施設の更新や遊休地・遊休施設利活用など、実現可能なストック・マネジメントを推進することが求められている。

このため、既存施設を有効活用した若年層や子育て世代の定住化促進などの戦略的ストック・マネジメントを推進する。

イ 産業の推移と動向

本町の産業別人口は、表 1—1（3）のとおりであるが、昭和 50 年調査と平成 27 年調査までの推移を見ると、就業人口が平成 27 年調査では昭和 50 年調査の 22.4%にまで落ち込んでいる。また、昭和 60 年調査までは第二次産業就業人口が第 1 位で、その約 70%強が石炭産業及び関連企業の従事者であったが、昭和 62 年の石炭閉山により平成 2 年調査以降、第二次産業と第三次産業の比率が逆転した状態となっている。今後もこの現象は続くものと想定されるが、新たな産業基盤の構築で就業人口の減少を抑制することが大きな課題となっている。

表 1—1（3） 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実 数		実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
総 数	人 8,574		人 6,777	% △21.0	人 6,156	% △9.2	人 5,123	% △16.8
第一次産業 就業人口比率	% 1.4		% 0.8	—	% 1.1	—	% 0.6	—
第二次産業 就業人口比率	% 68.7		% 61.5	—	% 61.8	—	% 64.4	—
第三次産業 就業人口比率	% 29.8		% 37.6	—	% 37.1	—	% 34.9	—

区 分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
総 数	人 4,519	% △11.8	人 3,595	% △20.4	人 2,314	% △35.7	人 2,265	% △2.1
第一次産業 就業人口比率	% 0.5	—	% 0.5	—	% 0.8	—	% 1.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 62.1	—	% 55.5	—	% 43.2	—	% 41.4	—
第三次産業 就業人口比率	% 37.4	—	% 44.0	—	% 56.0	—	% 57.1	—

区 分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
総 数	人 1,797	% △20.7	人 1,518	% △15.5	人 1,194	% △21.3	人 1,146	% △4.0
第一次産業 就業人口比率	% 2.4	—	% 1.3	—	% 4.0	—	% 2.1	—
第二次産業 就業人口比率	% 38.3	—	% 34.0	—	% 27.9	—	% 27.6	—
第三次産業 就業人口比率	% 59.1	—	% 64.6	—	% 67.9	—	% 70.3	—

(3) 上砂川町行財政の状況

ア 行財政の現状と動向

本町は、基幹産業であった炭鉱閉山後の新しいまちづくりのための地域振興対策や後処理対策に多額の費用を要し、自主財源である町税や依存財源である地方交付税が減少し、経常収支比率も高く厳しい財政運営を強いられてきたが、住民意向を反映した創意工夫のもと行財政改革に取り組み、各種制度施策の抜本的見直しを行い、効率的かつ効果的な財政運営に努めたことにより、地方債現在高が減少し、財政健全化判断比率も国が示す基準以下を維持し、基金総額についても一定の額を積立てることができたところである。

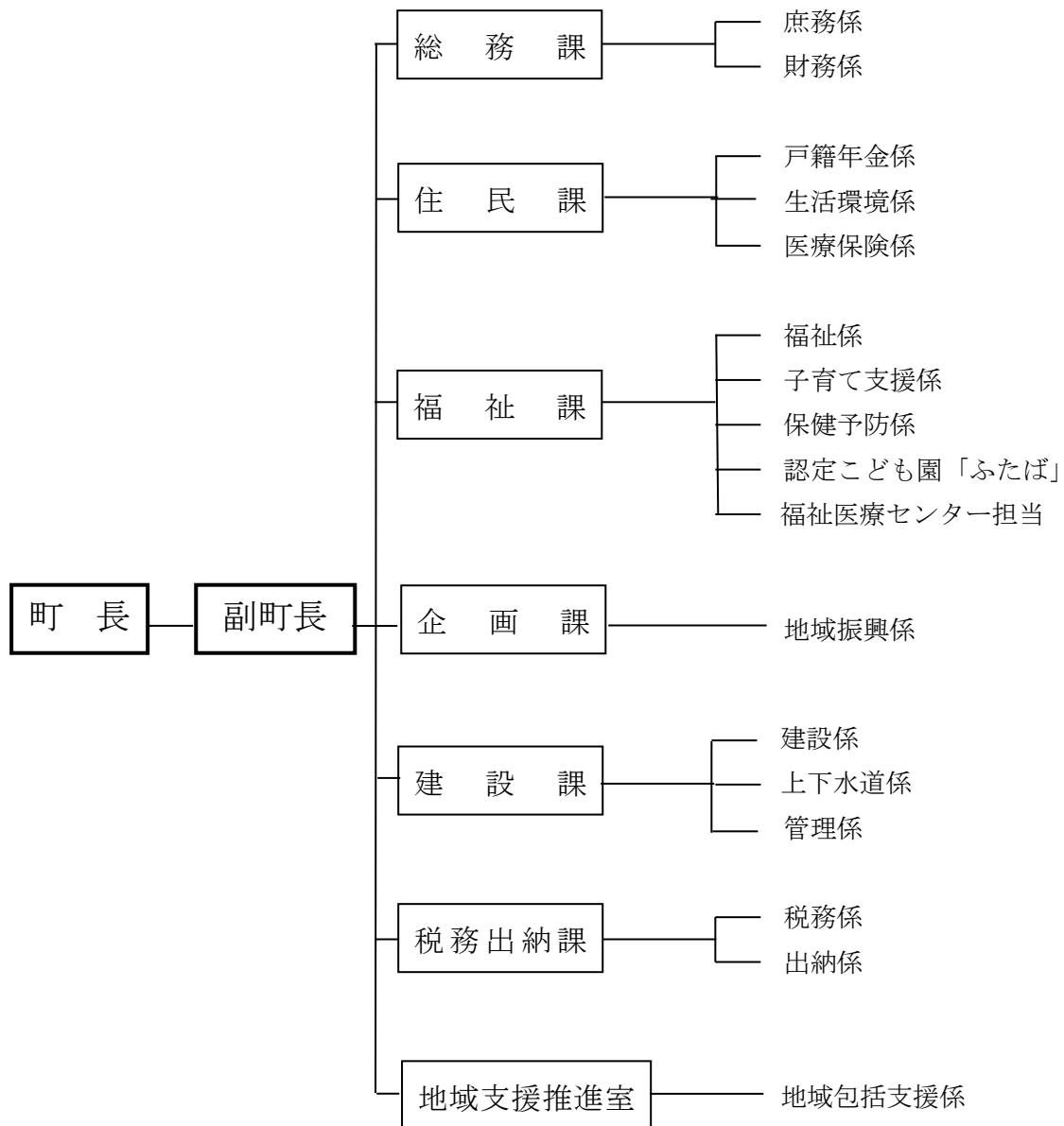
今後の財政運営については、歳入にあっては人口減少等に伴い更に町税や地方交付税などの減収が想定され、歳出にあっては人件費や公債費などの義務的経費の大幅な減額は見込めない状況であり、更に、炭鉱閉山後に建設した施設等が30年を経過するにあたり、老朽化がさらに進行しているため、その対策経費の増額が想定されるため、引き続き、経費節減に努め、費用対効果を見極め限られた財源の重点配分を図り、効率的かつ効果的な財政運営を進める。

他方、行政運営については、急変する社会情勢に的確に即応し、必要となる事務事業の推進のため、行政全般にわたるスリム化を図り、市町間における広域的な取り組みを進めるとともに、職員一人ひとりが創意工夫をもって対応できる人材の育成に努めるなどして、多様化する住民ニーズに沿った行政運営に努める。

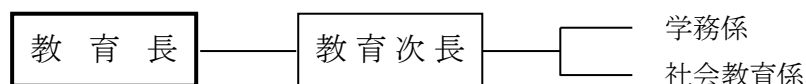
表1－2（1） 市町村財政の状況

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	3,324,553	4,004,071	3,284,714
一 般 財 源	1,956,906	2,044,486	1,981,591
国 庫 支 出 金	461,346	239,179	220,090
都道府県支出金	120,986	116,733	115,223
地 方 債	260,787	678,752	292,008
うち過疎債	38,100	48,900	173,400
そ の 他	524,528	924,921	675,802
歳 出 総 額 B	3,265,264	3,885,373	3,185,261
義務的経費	1,310,782	1,196,876	1,150,776
投資的経費	468,730	750,088	585,007
うち普通建設事業	447,002	750,088	585,007
その他	1,485,752	1,938,409	1,449,478
過疎対策事業費	214,716	56,300	187,600
歳入歳出差引額 C(A－B)	59,289	118,698	99,453
翌年度へ繰り越すべき財源 D	5,240	41,300	0
実質収支 C－D	54,049	77,398	99,453
財政力指数	0.12	0.12	0.12
公債費負担比率	—	9.8	9.1
実質公債費比率	10.0	11.5	7.1
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	81.0	80.9	84.5
将来負担比率	83.7	22.8	—
地方債現在高	3,527,083	3,587,262	4,028,562

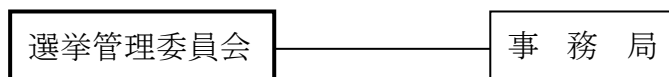
【上砂川町行政機構図】（令和3年4月1日現在）



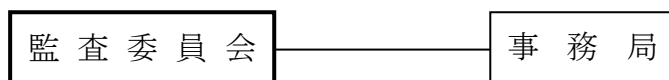
○教育委員会



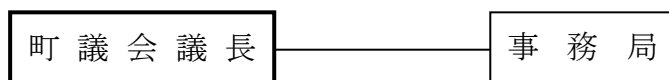
○選挙管理委員会



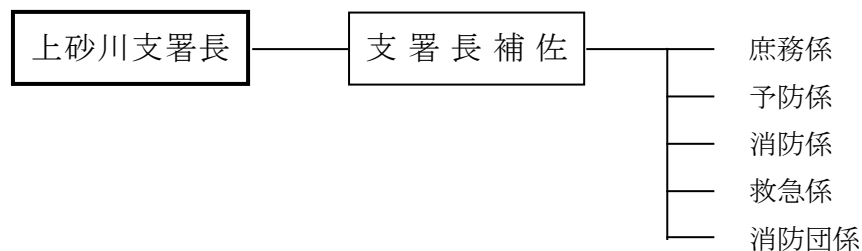
○監査委員会



○町議会



○砂川地区広域消防組合上砂川支署



本町の広域行政として中空知広域市町村圏組合（滝川市・芦別市・赤平市・砂川市・歌志内市・奈井江町・上砂川町・浦臼町・新十津川町・雨竜町）に加入し、観光・イベントや交通災害共済などの施策事業を展開している。

平成 12 年 4 月より施行された介護保険制度に関して、空知中部広域連合（歌志内市・浦臼町・雨竜町・奈井江町・上砂川町・新十津川町）で共同処理を進め、公平で円滑なサービスの提供に努めるとともに、平成 24 年 4 月、広域連携による人員及び消防装備等を有効活用を図るため、砂川地区広域消防組合（砂川市、奈井江町、浦臼町、上砂川町）に加入し、消防力の充実強化を図り、平成 26 年 7 月には、人口定住に必要な都市機能及び生活機能を充実させ、住民が安心して暮らし続けることができるよう、滝川市、砂川市を中心市とする定住自立圏形成協定を締結し、令和 2 年 4 月からは、安心安全な給食を共同により提供することとして、小中学校の給食業務を砂

川市給食センターへ委託し、今後も各種施策の展開にあたり、広域的な連携を積極的に推進していく。

イ 施設整備水準等の現況と動向

本町の道路は、町の地形及び集落形状から道道・町道を合わせ、その延長は 44,313 m と短いことから、改良率・舗装率ともに高く全道平均を上回り、冬期間の除排雪についても交通に支障がないよう徹底されている。

道道は町を東西に縦走する主要幹線としての芦別・砂川線と南北に走る赤平・奈井江線の 2 路線があり、両路線とも年次計画的に拡幅・改良が進められている。

町道の整備は改良・舗装がほぼ完成しているが、年次の古いものが多く道路敷地も狭いことから、道路ストック安全点検により、年次計画で補修等を行いながら町道の長寿命化を推進する。

水道普及率は高く、炭鉱閉山により移管を受けた専用水道の整備も平成 6 年度で終了し、全町一元化の上水道が完成した。

水洗化率に付随する下水道の整備は、石狩川流域下水道組合へ加入し、平成 12 年度から供用開始し、年次計画で整備を進めている。

医療施設の状況について、本町の一次医療機関は町立診療所と民間の 1 施設のみであり、急病やけが、夜間救急等は隣市の総合病院での受診に頼らざるを得ない状況にある。

高齢者率が管内随一である本町は、その施策に重点をおき、町立診療所を含め、特別養護老人ホーム、老人保健施設、デイサービスセンターをもって福祉医療ゾーンを形成し、多様化する高齢者のニーズに対応している。介護保険事業については、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供や高齢者の自立支援・重度化防止に取り組み、地域包括ケアシステムのより一層の推進に努める。さらに、認知症対策については、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごすことができるよう、認知症カフェ事業や認知症サポーター養成講座等を開催し対策を講じる。

教育施設状況は、過疎化に伴う少子化が顕著で、令和 2 年 5 月現在では小学校、中学校とも 1 校のみを残すところであり、児童数 77 人、生徒数 41 人となっている。

上砂川中学校については、築後 50 年余り経過して老朽化が著しく、教室や体育館の暖房設備、放送関連機器等の電気設備の更新を要することから長寿命化改修を実施するとともに、就学前の子どもに充実した幼児教育と安心した保育を提供する認定こども園を開設した。

公共施設等総合管理計画に掲載されている公共施設については、建設年次だけではなく、建物の損傷程度または耐震化されているかという観点、さらには対象施設の周辺状況等における施設の倒壊や経年劣化等を原因とする建物部分の飛散等による周辺住民への被害等も考慮し、改修に対する緊急性を判断し評価している。

これらの評価に基づく改修等の措置に関わらず、地震や風水害等の突発的な災害に対する被害により対象施設が被災した場合には、評価に対する優先度に関係なく、最優先に対応することとなることから、全体的な状況も勘案し随時見直しを行うこととされており、総合管理計画の修正に応じ緊急的に反映が必要な場合については、過疎

計画を修正することとして整合性を図る。

【適正管理に関する基本方針】

①中長期的な視点のマネジメント

ア) 公共施設

- ・保有する公共施設の全体面積を、人口減少や人口構造の変化を見据え、10%縮減する。
- ・新規の施設整備事業については、単独施設の新規整備は行わず、施設の複合化・集約化、廃止・統廃合を基本とするが、使用目的や地域の特性に応じた公共施設の整備を検討する。
- ・建設から一定の期間を経過した施設は適宜点検・診断を実施し、建設から30年を超えるもので長期の活用が見込まれない場合は、廃止を基本とする。
- ・廃止した施設で、売却・貸付などが見込めない場合は、老朽化による破損等によって周辺の環境・治安に悪影響を与えないよう取り壊しを基本とする。
- ・今後の財政推計を踏まえたうえで、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでライフサイクルコスト（施設の建設から維持管理、解体除却に至るまでのコスト）を縮減する。
- ・施設によっては既に策定されている各計画を基本としながら、当計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直しを行う。
（住宅マスタープラン・遊休地遊休施設等利用計画など）

イ) インフラ施設

- ・構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的にコスト縮減を目指したアセットマネジメント（資産の状態を的確に把握・評価し、計画的かつ効率的に管理する手法）による取り組みを推進する。
- ・今後の財政推計を踏まえたうえで、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでライフサイクルコストを縮減する。
- ・役割や機能、特性に合わせ補修、更新の実施時期や最適な対策方法を決定するとともに、優先順位を考慮しながら適正な維持管理を図る。
- ・既に策定されている計画を基本としながら、当計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直しを行う。（橋梁長寿命化計画・流域下水道事業計画など）
- ・上水道については、地方公営企業という独自性を有しており、独立採算を原則とする会計として、人口の推移や需要の変化はもとより、経済状況や社会情勢に応じた経営全般の視点での検討が必要であり、既に策定されている計画を基本としながら、当計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直しを行う。（簡易水道等施設整備計画）

②必要な公共サービスの再構築

- ・施設が果たしている役割や機能を再確認し、更新等の機会をとらえて社会情勢の変化に応じた機能転換等戦略的な取り組みを進める。
- ・公共施設の延床面積の８％を占める学校施設については、防災拠点としての機能も損なわないよう、工夫や配慮を行いながら、利活用を進める。
- ・遊休・余剰資産の売却等により、管理コストの縮減と新たな投資財源の捻出に努める。

③協働の推進

- ・様々な資金やノウハウを持つ民間事業者の活力を活用し、施設整備、更新、維持管理、運営をより効果的かつ効率的に行う。
- ・公共施設に係る問題意識の共有化を図り、町民とともに課題解決に取り組む。

④地域ごとの公共施設等のあり方

- ・近隣市町との相互利用や共同運用、サービス連携、役割分担等により効率化を図る。

表 1－2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	78.0	93.7	95.4	96.2	96.3
舗 装 率 (%)	61.4	90.8	95.2	94.5	94.9
農 道					
延 長 (m)	0	0	0	0	0
耕地 1ha 当たり農道延長(m)	0	0	0	0	0
林 道					
延 長 (m)	340	340	340	340	340
林野 1ha 当たり林道延長(m)	0	0	0	0	0
水 道 普 及 率 (%)	98.9	99.5	99.9	100.0	100.0
水 洗 化 率 (%)	4.45	1.74	7.13	67.5	79.0
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0	0	0	0	0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町においては、高齢化社会と若年層を中心とした人口の流出による人口減少・少子高齢化の加速的な進行や地域社会を支える担い手不足など多くの課題を抱えているが、住民の充実した生活や暮らしを持続的に発展していくためには、これまでの過疎対策の継続はもとより、上砂川町総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）との整合性を図り、今後も想定される社会・経済環境の急激な変化や新型コロナウイルス感染症対策の長期化などに伴い多様化する住民ニーズを的確に把握するとともに、北海道過疎地域持続的発展方針に基づき、デジタル技術や「北海道 Society5.0」の実現に向けた未来技術の活用と5G社会の実現、SDGsの推進、更には2050年ゼロカーボンへの貢献など、新たな過疎対策の視点も加え、持続可能な行政運営を進めていくことが重要である。

上砂川町過疎地域持続的発展計画を確実に実行し、まちの将来像として掲げている「ゆめと希望に満ちた輝くまちの創生」の実現に向けた基本目標として、次の5つの「まちづくり大綱」を積極的に推進する。

①健康でいきいきと暮らせるまち（健康・福祉）

安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から出産、子育てまで切れ目のない支援体制の整備に取り組む。また、保健・医療・福祉サービスが充実し、誰もが安心して生活できる環境を備えた健康でいきいきと暮らせるまちを目指す。

②あらゆる世代が豊かな心を育むまち（教育・文化）

児童・生徒が個性や能力を伸ばせるように、地域や学校の教育力・教育環境を充実し、特色ある教育を進めるとともに、青少年の健全育成に取り組む。また、町民の幅広い生涯学習活動、スポーツ活動、文化芸術活動などの意欲をより高めるため、多種多様な活動機会を提供し、あらゆる世代の人が豊かな心を育むまちを目指す。

③安全で生活環境が整ったまち（安全・安心）

発生が予想される災害などのあらゆるリスクに備える防災対策や防犯・交通安全対策の強化、消防体制の充実に取り組む。また、住環境整備や道路・上下水道の整備、身の回りの衛生、生活環境の保全に取り組み、安全で生活環境が整ったまちを目指す。

④魅力と活力があふれるまち（産業・雇用・観光）

地域経済の持続的な発展を図るため、企業の育成、起業・創業の支援や活性化などによる商工業の振興と安定、労働力の確保に取り組む。また、まちの賑わいを創出するため、観光資源の活用やイベントに取り組み魅力と活力があふれるまちを目指す。

⑤みんなで創るまち（地域・行政）

町民と行政が一体となった協働によるまちづくりを推進するとともに、健全な財政基盤づくりと多様化する町民ニーズに対応した行政サービスを提供できる体制づくりに取り組む。また、移住・定住対策など人口減少対策に取り組むとともに、幅広い分野での広域的な連携を図り、町民みんなで創るまちを目指す。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本町における重点的な目標として総合計画及び総合戦略に掲載している目標値及び重要業績評価指標（KPI）の中から下記のとおり本計画の進捗度を確認する指標として設定する。

なお、目標値及びKPIについては、町の関連する主要な計画に基づく施策効果について、統一的な目標とすることにより効果・検証を総合的に行うことが重要であることから、第7期総合計画及び第2期総合戦略の終期である令和6年度の数値を採用し、町の上位計画である総合計画の改定時に目標値等を修正することとする。

①基本目標

指 標	基準値	目標値（R6）
合計特殊出生率	1.38	1.38
平均自立期間	男 77.7 歳 女 83.2 歳	男 78.4 歳 女 83.9 歳
学校と家庭のネット接続環境整備率	0%	100%
公設学習塾参加率	40%	60%
町営住宅空き家率	39.3%	27.2%
有害鳥獣捕獲頭数	エゾシカ 80 頭 アライグマ 40 頭	エゾシカ 100 頭 アライグマ 50 頭
町内の事業所数	70 事業所	（4 か年合計） 74 事業所
町内企業で働く従業者数	280 人	300 人
観光客入込客数	11.2 万人	12.0 万人
転出超過数	49 人/年	29 人/年
経常収支比率	84.5%	80.0%

②重要業績評価指標（KPI）

指 標	基準値	目標値（R6）
出生数(人)/5年平均	10.0人	13.0人
認定こども園児数	50人	55人
特定健診受診率	(国保) 46.0% (後期高齢) 21.6%	(国保) 60.0% (後期高齢) 25.0%
PC 端末等整備（児童・生徒用）	48 台	120 台
放課後子ども教室参加率	40%	60%
中核児童公園整備箇所		1 か所
水道有収率	81.7%	90.0%
乗り合いタクシー年間利用者数	337 人	480 人
交通事故死ゼロ	3,500 日	5,000 日
新規出店数	3 件	(4 か年合計) 4 件
創業支援等助成金交付件数	2 件	(4 か年合計) 6 件
町内企業雇用助成交付件数	0 件	2 件
就業体験・職場体験利用者数	11 人	30 人
20～30 代世帯の移住者数	6 人	20 人

(6) 計画の達成状況の評価

- ①本計画の達成状況の評価については、毎年度に総合計画及び総合戦略の目標値及びK P I（重要業績評価指標）を指標として、進捗状況を各持続的発展施策区分に掲載された主要事業の実施状況等により総合的に評価する。
- ②本計画の実効性を高めるために評価の結果においては、その達成度が著しく低い場合や各区分における分野の町づくりの進捗に重大な遅滞が認められる場合等、町の自立促進及び持続的発展が損なわれる恐れがある場合に適宜計画の見直しを行う。
- ③本計画の進捗状況にあつては、議会や町民に対し随時情報提供を行い、町全体で認識の共有化を図り、町民ニーズを取り入れ柔軟に対応する。

(7) 計画期間

上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画を実行するにあたり、本町の公共施設等総合管理計画に定められている基本的な方針のとおり、各施設区分に応じ計画されている個別施設計画及び、各施設類型ごとの現状と整備方針及び個別対象施設毎に計画された緊急度判定に基づき今後の施設利用について、整備計画を示した方針との整合性を図り、本計画に記載される全ての公共施設等の整備が総合管理計画に適合する事業を行う。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本町においては昭和 29 年に人口が最大の 31,988 人を数えたが、昭和 37 年以降の石炭産業合理化によって急激に減少傾向に転じ、更に炭鉱閉山後の昭和 62 年を以降人口減少は加速し、令和 3 年 3 月末においては人口が 2,770 人にまで落ち込んでいることから、人口減少対策に重点を置いた取り組みを進める。

まち・ひと・しごと創生法の制定による「第 2 期総合戦略」に基づき、結婚・妊娠・出産・子育て・教育と切れ目のない支援制度・施策を展開するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴う、地方移住への関心の高まりを捉え、町が持つ魅力発信を強化し、移住定住の促進を図るため移住定住奨励金や移住定住モデルづくりの他 U I J ターン施策やテレワークの活用など様々な事業に取り組む必要がある。

(2) その対策

- ①関係人口の創出
- ②他地域からの移住及び定住対策
- ③人材育成による行政の住民サービスの効率化

(3) 計 画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	○移住定住奨励金制度 内容～移住者に対する奨励金。 必要性～人口減少の抑制のため。 効果～人口減少が抑制され、地域の活性化が促進される。 ○就業者移住奨励金制度 内容～町内に就業する町外居住者の町内転入に対する奨励金。 必要性～町外居住する町内企業就労者の町内転居を促し、人口増を図る。 効果～移住定住人口の増加。 ○民間賃貸住宅家賃助成事業 内容～移住定住の促進を図るため、民間賃貸住宅の入居者の家賃の一部を助成 必要性～人口減少の抑制のため。 効果～移住定住人口の増加。 ○移住定住モデルづくり事業 内容～地域おこし協力隊と連携し、若年層向けに町営住宅のリノベーションや移住パンフレットの作成、移住相談等を実施。 必要性～若年層や子育て世代の移住定住推進。 効果～移住定住人口の増加。 ○空き家・空き地バンク制度 内容～町内の空き家・空き地物件を集約し、希望者に情報提供。 必要性～若年層や子育て世代の移住定住推進。 効果～移住定住人口の増加。	上砂川町 " " " "	当該施策の効果が将来にわたり継続的に期待される

3 産 業 の 振 興

(1) 現況と問題点

ア 農林水産業

表 2－1 (1) 農家戸数と経営形態（戸）

	専 業		
	田	畑	混合
	—	0	—

表 2－1 (2) 耕地面積

総 数	田	畑
0ha	—	0ha

本町には一般的な農業はないため、農・商・工が連携して農産物の生産・加工・販売を行う「6次産業化」の取り組みと創出が求められている。

また、経済的な被害はないがエゾシカやアライグマによる家庭菜園の食害や自動車との接触事故、ヒグマ出没による人的被害等の危険があることから、有害鳥獣の駆除等の対策が必要である。

林業は、全町区域約86%を占める3,452haが森林であるが、そのうち道有林1,701ha、石炭企業などの所有する民有林が1,747haで、道有林はそのほとんどが水源涵養保安林である。

水産業はない。

イ 工業・企業誘致

表 2－1 (3) 工業従業者と出荷額（工業統計）

表 2－1 (3) のように、昭和 62 年の炭鉱閉山前は企業誘致は十分に進まない状況であったが、閉山後は本町の地勢的環境から立地条件が恵まれないなかで国・道等の立地促進の優遇措置などを生かし、閉山後 30 数社の企業を誘致したが、バブル崩壊後の長期化する不況の影響により、倒産、撤退が相次ぎ、現在は 8 社の操業となっている。

今後は、雇用のミスマッチを是正するため、近隣市町と連携して労働力の確保を図るとともに、企業振興促進条例による企業立地優遇制度を継続し、既存企業の育成・支援や新たに進出する企業の誘致を促進する必要がある。

また、旧地下無重力実験施設などの遊休施設を低廉な価格で企業に賃貸及び売却するとともに、コロナ禍によるテレワークの進展から、企業の地方への拠点分散の動きを捉えるとともに、ICTやAI、ロボット等の技術を活用し、生産性の向上や労働力不足の解消など、将来にわたり新たな分野の技術を取り入れ、様々な課題解決に向けた取り組みを積極的に進める必要がある。

年次	事業所数	従業者数(人)	出 荷 額 (万円)
S45	11	194	54,581
S50	11	189	73,900
S55	14	260	113,932
S60	8	312	171,676
H12	18	416	525,834
H17	10	233	269,089
H22	8	268	261,497
H25	5	241	269,916
H30	5	310	442,268

ウ 商 業

炭鉱の閉山による人口流出によって、表 2-1(4)でも明らかなように商店数、従業員数、年間販売額とも大幅に減少し、本町の商業は厳しい状況にある。加えて、近隣市への大型店の進出、車社会の発展に伴い消費購買力が他市に流出する傾向が強まっている。

このため、商工会議所と町が連携し、イベントや集客事業を実施したが、一応の成果はあったものの購買力を呼び戻すまでには至っていない状況にある。

今後は、プレミアム付商品券の発行や町内の商店が一か所に各商品を持ち寄り販売するなど、一過性で終わることなく、毎年継続することで町内外への住民にも魅力あるまちづくり施策のひとつとして商店・事業所の経済対策を強化することにより、交流人口から関係人口さらには転入者の定住へとつなげることで人口増を図る。

行政と商業者が一体となった活性化事業に取り組むとともに、新たに開業(起業)する者に対する支援制度の継続と後継者難にある事業者への事業承継支援などにより、地域経済の活性化を促進する必要がある。

表 2-1(4) 商店数、従業者数、年間販売額

年次	商店数	従業者数(人)	出 荷 額 (万円)
S51	183	662	655,089
S54	175	592	689,723
S57	178	567	882,721
S60	133	514	764,381
S63	102	319	443,859
H3	93	254	382,757
H6	85	299	387,587
H9	75	275	360,258
H11	68	239	328,881
H14	59	213	261,595
H16	53	193	252,341
H19	49	168	238,167
H24	37	121	127,614
H26	28	75	78,922
H28	28	85	48,300

エ 観光開発

行政区域のほとんどが山岳・丘陵地である本町は、自然環境に恵まれており昭和46年に環境庁から北海道第1号の「国民休養地」の指定を受け、以来、町民保養施設、スキー場、日本庭園等表2-1(5)のような整備を進めてきた。

今後は、地域の特性に合った地域規模型の観光開発が望ましく、上砂川岳温泉「パンケの湯」を中心に豊かな自然環境と既存資源の発掘及び町花であるシバザクラなどの植栽を推進し、良好な景観を有効に活用するとともに魅力ある観光ゾーンを目指して整備を進める必要がある。

また、温泉施設は改修後相当年経過していることから、施設・設備等の改修に対する支援を行う必要がある。

更には、プレミアム付宿泊券の発行や休止しているスキー場ゲレンデを活用した四季折々のイベントを創出するとともに、町内の最大イベントである仮装盆踊り・花火大会に対する助成制度の継続し、観光客及び交流人口の拡大を図り、単年度で終了することなく継続性を持たせることにより、関係人口から定住に繋げることによる長期的な評価が必要であり、計画の終期には人口関連の各目標値を達成するためにも様々なイベント支援を行う必要がある。

また、観光施設を中心に WiFi（無線ネットワーク環境）を整備する事業や地域おこし協力隊の拠点場所として、町内外から気軽に立ち寄れる多世代交流拠点施設「ふ

らっと」を中心とした各種事業を行うとともに、ふるさと納税の返礼品の開発や地場産品を使用したご当地メニューの開発支援などによる地域振興・観光産業の振興育成とウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた新たな旅行スタイルを定着させていく必要がある。

表 2－1 (5) 上砂川岳国民休養地の整備状況

年 度	整 備 状 況	概算事業費
S41～S45	キャンプ場整備、つり橋、便所、給水施設、ハイキングコース、駐車場、保養センター建設、スキー場造成、修景植栽	千円 68,000
S46～S50	スキー場、リフト 750m×2、ロッジ建設 3 か所、スロープ 2,200m、人工滝、噴水公園、さくら公園、ゲレンデ整備、雇用促進事業団産炭地労働者福祉施設、保養センター改修、鉱泉引湯整備、環境整備保養センター浴場増改築、ジギスカンコーナー新設	292,180
S51～S55	スキー場休憩舎、保養センター非常用電源設備、スキー場初級者コース新設、ゲレンデ整備、旧鹿島四阿新設、リフト改修、リフト 750m 増設、保養センター改装、照明施設増設	109,654
S56～S60	鉱泉送水管架設、浴室改修整備、保養センター揚水ポンプ設備、スキー場夜間照明、センター循環ポンプ設備、テニスコート、日本庭園造成、芝桜苑造成、野鳥の橋架設、ゲレンデ整備（初心者コース造成）トーテムポール	289,163
S61～ H 元	キャンプ場つり橋架設、ログハウス建設、日本庭園修景植栽・トイレ・管理棟建設、野鳥の橋整備、ファミリー広場整備・売店建設、保養センターサウナ風呂設置、ゲートボールコート、産炭地労働者福祉施設改修、カナダカエデ植栽、勤労者共同福祉センター建設、夜間照明取替	263,151
H2～ H5	キャンプ場水飲場・炊事場・水銀灯移設、野鳥の橋橋脚等改修、保養センター改修、ほおずき苑整備、リフト・照明改修整備	22,641
H6～ H10	庭園内各所補修、野鳥の橋補修、町民保養施設補修、町民保養施設整備・大規模改修、町民保養施設備品、リフト等補修整備、リフト掛替・ナイター照明設備整備、ゲレンデ整備、ふるさと交流プラザ建設	2,083,322
H11～H15	キャンプ場ログハウス照明・網戸取付、庭園内検満量水器取替、庭園内各所補修、庭園ポンプ室各所修繕	2,671
H16～H20	キャンプ場つり橋・浄化槽・石段乱杭・竹垣修繕、庭園池取水ポンプ改修、庭園修理、つり橋撤去	554

(2) その対策

ア 農林水産業

- ①第1次産業・第6次産業の創出
- ②有害鳥獣の駆除等

イ 工業・企業誘致

- ①既存企業の経営安定を助長する諸施策の充実
- ②企業の誘致と新産業の創出
- ③立地企業への優遇支援
- ④ネットワークを活用したサテライトオフィスの誘致
- ⑤労働力の確保支援

ウ 商 業

- ①商店街活性化の推進
- ②プレミアム付商品券の発行による地域経済の活性化
- ③新規開業(起業)者などに対する支援
- ④事業承継に対する支援

エ 観光開発

- ①国民休養地周辺の自然環境を生かした整備
- ②観光イベント事業の創出
- ③温泉施設の設備等整備助成
- ④特産品開発の推進
- ⑤スキー場グレンデの利活用
- ⑥地域おこし協力隊活動拠点の充実・強化
- ⑦プレミアム付宿泊券の発行助成
- ⑧地域活性化プロジェクト

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 過疎地域 持続的発展 特別事業	○有害鳥獣対策事業 内容～有害鳥獣であるエゾシカやアライグマやヒグマの駆除。 必要性～近年、エゾシカやヒグマ、アライグマの出没が増加しており、日常生活に被害が出ているため駆除が必要。 効果～個体数の減少により被害の低減が図られる。 ○労働力の確保支援 内容～職場体験バスツアーの実施や人材採用に係る経費の一部を助成。 必要性～近年、特に若年者の労働力の確保が困難となっているため。 効果～企業の振興促進及び雇用創出並びに移住定住の促進が図られる。 ○イベント等助成事業 内容～町民が一体となるイベント等に対し事業費の一部を助成。 必要性～疲弊する地域を元気づける町民が一体となるイベントが必要。 効果～町内外から多くの人が集ることにより大きな経済効果が得られるとともに一過性で終わることなく、交流人口から関係人口さらには定住へとつなげることで人口増を図る。 ○スキー場ゲレンデ利活用事業 内容～花の植栽やマウンテンバイクのコース整備、グランピング等、旧スキー場の利活用。 必要性～交流人口の増加を図るために、観光による地域の活性化が必要。 効果～観光入込の増加により地域経済が活性化される。 ○上砂川振興公社支援事業 内容～唯一の観光施設である温泉施設に対する支援。 必要性～交流人口の増加を図るために、観光による地域の活性化が必要。 効果～観光入込の増加により地域経済が活性化される。 ○特産品開発事業 内容～地域資源を活用し新たな特産品を開発。 必要性～地域ブランドの確立や地域の魅力発信のために必要。 効果～町内外で販売することにより本町の魅力をPRできるだけでなく、商業の活性化につながる。 ○商店街活性化支援事業 内容～商店街等が活性化を目指す事業（プレミアム付商品券など）を支援。構成崩れる	上砂川町 〃 〃 〃 〃 〃 〃	当該施策の効果が将来にわたり継続的に期待される

		必要性～低迷する町内景気の活性化が必要。 効果～商店街の疲弊が著しく単年度事業の性質ではなく毎年継続することから将来にわたり効果があり、事業継続の一助ともなっている。 ○事業承継に対する支援 内容～商工会議所や関係機関と連携し、高齢事業者などに対する新規事業者への事業承継を支援。 必要性～特に高齢による店舗の廃業が、相次ぎ町内での購買力が低下しているため。 効果～商工業の持続的な発展と地域密着型サービスの充実が図られる。 ○新規開業(起業)等支援制度 内容～新規開業に係る店舗の新築や購入並びに既存の事業所の改築等に係る経費の一部を助成。 必要性～事業所の減少が必要。 効果～新規開店・開業等により町内経済が活性化される。 ○立地企業優遇制度 内容～新增設する企業等に対し、助成金を交付。 必要性～企業の経営安定化、事業の拡大に必要。 効果～新規、既存企業の事業拡大による雇用の場の創出が図られる。 ○地域おこし協力隊活動拠点の充実・強化 内容～誰もが気軽に立ち寄ってもらえる拠点づくり 必要性～町内に飲食店が少ないことから、協力隊による「交流カフェ」を開設・運営し、観光客の増加を図る必要がある。 効果～町外からの訪問者への観光案内を行うことによる「おもてなし」で知名度の向上が図られる。 ○プレミアム付宿泊券発行事業助成 内容～上砂川岳温泉「パンケの湯」が発行するプレミアム付宿泊券に対し助成 必要性～町内唯一の観光施設である同温泉の観光客増加を図るため。 効果～地域経済の活性化及び域外からの集客力向上が図られる。 ○地域活性化プロジェクト ・就業体験・暮らし体験事業 内容～シェアハウスを活用し、就業・移住体験プランを実施し関係人口の拡大及び定住人口の増を図る。 ・町内アクティビティプラン創出事業 内容～関係人口の創出を図るため自然体験プランや観光スポットの開発実施に取り組む 必要性～人口減少の抑制のため。 効果～関係人口の拡大を図り、定住まで繋げ人口減少を図る。	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	
--	--	---	---	--

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 通 信

北海道総合行政情報ネットワークや登録制メールが整備されたことにより、行政間及び住民への間接的な防災情報等の伝達がスムーズになったが、今後は、課題となっている過疎地域の情報格差を是正すべく、町のホームページや無料通信アプリLINE機能を中心とする情報発信事業を強化するとともに、地域における最新の情報や災害時等の緊急情報を確実に受信できるよう、パソコンやスマートフォンなどの情報端末の使い方を高齢者向けに講習し、全町民が同様の情報をリアルタイムで共有できる体制を推進する。

テレビ放送については、平成20年度に地上デジタル放送局の整備を行い、平成27年度に災害等により送電が途絶えても、一定時間受信できる予備電源を整備したところである。

光回線の整備等情報通信基盤については、一定の水準まで整備が進んでいるが、少子高齢化で過疎化が進む本町においても北海道が進める北海道 Society5.0 の実現に向けた取り組みを推進するとともに、5Gの導入については、AI/IoT時代の基盤であり、特にAIの活用は人口が減少しても持続可能な行政サービスを効率的に提供するスマート自治体の実現に不可欠となるため、今後の全国的な展開を注視しながら、これらの基盤を有効に活用することが重要である。

イ 情報化・地域間交流

インターネットの普及により、情報伝達が急速に発展しており、本町においても光回線網が整備されたことから、ホームページやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等を介して多くの情報発信を行うことで、人的交流など地域間交流機会の増に結びつけなければならない。また、平成30年10月から地デジ広報を利用し町民への迅速な情報提供に努めている。

また、公共施設でのWiFiの整備などにより、情報発信できる場を設け、既存施設やイベントなどを地域間交流の場として積極的に利用する必要がある。

(2) その対策

ア 通 信

- ①情報通信環境の高度化
- ②災害・地域の安全情報の迅速な伝達を可能とする環境整備
- ③公共施設等へのWiFiの整備

イ 情報化・地域間交流

- ①HPなどを活用した住民への情報提供体制の整備
- ②既存施設やイベントの積極活用による地域間交流の推進
- ③地域の情報発信の拡大

(3) 計 画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信に関する施設 (2) 過疎地域持続的発展特別事業	○公共施設等無線LAN(WiFi)の設置 内容～生活館をはじめとする各公共施設にWiFiを設置する必要性～指定避難所となっている生活館等は、有事の際に最新の情報を確実に伝達する必要がある。 効果～迅速かつ正確な情報の受信で町民の生命を守ることが可能となる。 ○ホームページ活用講座の開講 内容～町民に対し自宅のパソコンやスマートフォンから、公式ホームページやLINEアプリを活用する方法を講習する。 必要性～高齢者が多いため、最新情報の迅速かつ確実な伝達が困難となっている。 効果～あらゆる最新情報を迅速かつ確実に町民が得ることで災害対策や生活情報等の受信により、生きがいに繋げることができる。	上砂川町 //	当該施策の効果が将来にわたり継続的に期待される

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道 路

本町は、道央のやや西部に位置し、中心市街地は国道 12 号線の砂川市から道道芦別砂川線で 6.6km に位置している。町の地形上、道路の総延長は道道・町道合わせて 44.2km と短く、道路整備は、ほぼ完了しており、道道は延長 12,678m で改良舗装率とも 100%、町道は延長 31,635m のうち改良率 96.3%、舗装率 94.9% となっている。

町道の道路現況は、現在の交通社会に対応できる道路現況とはいえず、第三者被害の予防や老朽化対策の観点からも国が進める道路ストック総点検の結果により整備計画を策定し、道路利用者・地域住民の生活環境の改善を図るため道路及び橋梁、道路構造物の整備を進める必要がある。

冬期除雪は、町道は直営、委託業者により実施し交通の支障となることはないが、除雪車の老朽化による更新が必要である。

また、道道赤平奈井江線、芦別砂川線も年次的に整備され、一部の地区を残しほぼ完成しているが、他市町地域間の連絡強化や地域発展、観光、物流を向上させる上で、奥沢地区から芦別市までの道路整備が必要である。

町道に設置されているカーブミラーの老朽化が進んでいることから更新整備が必要である。

表 3－1 (1) 道道の状況

道路台帳（令和 2 年 3 月末現在）

路 線 名	延 長	幅 員	改 良 済	未 改 良	路面別内訳		改良率	舗装率
					砂利道	舗 装		
赤平・奈井江	m 6,423	m 5.5 ～14.0	m 6,423	m 0.0	m 0.0	m 6,423	% 100.0	% 100.0
芦別・砂川	6,255	5.5 ～9.7	6,255	0.0	0.0	6,255	100.0	100.0
計	12,678	—	12,678	0.0	0.0	12,678	100.0	100.0

表 3－1 (2) 町道の状況

道路台帳(令和2年3月末現在)

	道 路 種 別	路 線 名	実延長	改良済	未改良	路面別内訳		道 路 改良率	道 路 舗装率	摘要
						砂利道	舗 装			
1	1 級	西 山 線	m 211	m 211	m 0	m 0	m 211	% 100	% 100	
2	〃	鶉 下 鶉 線	2,821	2,821	0	0	2,821	100	100	
3	〃	朝駒緑ヶ丘線	2,782	2,782	0	0	2,782	100	100	
4	2 級	鶉 連 絡 線	397	397	0	0	397	100	100	
5	〃	上 小 学 校 線	171	171	0	0	171	100	100	
6	〃	2 条 線	1,140	1,140	0	0	1,140	100	100	
7	〃	鶉 北 線	1,380	1,380	0	0	1,380	100	100	
8	〃	鶉 東 支 線	239	239	0	0	239	100	100	
9	〃	鶉 西 支 線	242	242	0	0	242	100	100	
10	〃	緑ヶ丘支線	219	219	0	0	219	100	100	
11	〃	焼 山 線	505	505	0	0	505	100	100	
12	〃	若 草 線	201	201	0	0	201	100	100	
13	〃	下 鶉 支 線	228	228	0	0	228	100	100	
14	〃	新 社 宅 線	496	227	269	299	197	45.7	39.7	
15	〃	若葉台連絡線	413	413	0	0	413	100	100	
16	その他	1・2条連絡線(1)	66	66	0	0	66	100	100	
17	〃	〃 (2)	66	66	0	0	66	100	100	
18	〃	〃 (3)	66	66	0	0	66	100	100	
19	〃	〃 (4)	74	74	0	0	74	100	100	
20	〃	〃 (5)	98	98	0	0	98	100	100	
21	〃	東 鶉 線	278	278	0	0	278	100	100	
22	〃	滝 沢 線	166	96	70	94	72	57.8	43.3	
23	〃	中 通 線	410	410	0	0	410	100	100	
24	〃	駅 前 線	518	518	0	0	518	100	100	
25	〃	神 社 線	541	541	0	0	541	100	100	
26	〃	文 珠 線	389	389	0	39	350	100	89.9	
27	〃	下 鶉 学 校 線	670	670	0	0	670	100	100	
28	〃	下 鶉 中 央 線	630	630	0	0	630	100	100	
29	〃	東 鶉 連 絡 線	73	73	0	0	73	100	100	
30	〃	うぐいす団地線	369	369	0	0	369	100	100	

31	その他	うぐいす団地 連 絡 線	117	117	0	0	117	100	100	
32	〃	下鶉山の手線	339	339	0	0	339	100	100	
33	〃	鶉本町団地線	236	236	0	0	236	100	100	
34	〃	鶉本町団地支線	37	37	0	0	37	100	100	
35	〃	中町月見原 本 通 支 線	302	244	58	0	302	80.7	100	
36	〃	7 町 内 線	319	319	0	0	319	100	100	
37	〃	鶉南団地線	704	704	0	0	704	100	100	
38	〃	若葉台西線	90	90	0	0	90	100	100	
39	〃	若葉台東線	110	110	0	0	110	100	100	
40	〃	東山 2 区線	555	555	0	0	555	100	100	
41	〃	朝陽台中央線	300	300	0	0	300	100	100	
42	〃	東 町 線	437	437	0	0	437	100	100	
43	〃	春 か 台 線	696	0	696	696	0	0	0	
44	〃	下鶉 1 号連絡線	346	346	0	0	346	100	100	
45	〃	本町連絡線	153	153	0	0	153	100	100	
46	〃	中町月見原 本 通 線	582	582	0	0	582	100	100	
47	〃	駒が台工業 団 地 線	262	262	0	0	262	100	100	
48	〃	朝駒本通線	298	298	0	0	298	100	100	
49	〃	若葉台 1 号線	96	96	0	0	96	100	100	
50	〃	若葉台 2 号線	118	118	0	0	118	100	100	
51	〃	若葉台 3 号線	94	94	0	0	94	100	100	
52	〃	若葉台 4 号線	103	94	9	9	94	91.2	91.2	
53	〃	北 一 条 線	759	759	0	0	759	100	100	
54	〃	東山連絡線	1,763	1,723	40	40	1,723	97.7	97.7	
55	〃	東山 2 区連絡線	66	66	0	0	66	100	100	
56	〃	北一条連絡線	72	72	0	0	72	100	100	
57	〃	本町分譲団地線	151	151	0	0	151	100	100	
58	〃	中町分譲団地線	154	154	0	0	154	100	100	
59	〃	鶉若葉台団地 1 号 線	317	317	0	0	317	100	100	
60	〃	鶉若葉台団地 2 号 線	224	224	0	0	224	100	100	

61	その他	鶺若葉台団地 3号線	45	45	0	0	45	100	100	
62	〃	鶺連絡支線	73	73	0	0	73	100	100	
63	〃	鶺団地 1 号線	204	204	0	0	204	100	100	
64	〃	鶺団地 2 号線	62	62	0	0	62	100	100	
65	〃	鶺団地 3 号線	58	58	0	0	58	100	100	
66	〃	鶺団地 4 号線	130	130	0	0	130	100	100	
67	〃	鶺団地 5 号線	160	160	0	0	160	100	100	
68	〃	鶺団地 6 号線	20	20	0	0	20	100	100	
69	〃	鶺団地 7 号線	22	22	0	22	0	100	0	
70	〃	鶺団地 8 号線	57	57	0	0	57	100	100	
71	〃	鶺団地 9 号線	24	24	0	0	24	100	100	
72	〃	緑が丘団地 1 号 線	63	63	0	0	63	100	100	
73	〃	緑が丘団地 2 号 線	79	79	0	11	68	100	86.0	
74	〃	緑が丘団地 3 号 線	80	80	0	11	69	100	86.2	
75	〃	緑が丘団地 4 号 線	98	98	0	0	98	100	100	
76	〃	緑が丘団地 5 号 線	169	169	0	34	135	100	79.8	
77	〃	緑が丘団地 6 号 線	61	61	0	0	61	100	100	
78	〃	下鶺団地 1 号線	166	166	0	0	166	100	100	
79	〃	下鶺団地 2 号線	105	105	0	0	105	100	100	
80	〃	下鶺団地 3 号線	109	109	0	0	109	100	100	
81	〃	鶺本町 3 区線	197	197	0	0	197	100	100	
82	〃	緑が丘 1 号線	80	80	0	0	80	100	100	
83	〃	緑が丘 2 号線	78	78	0	0	78	100	100	
84	〃	緑が丘 3 号線	78	78	0	0	78	100	100	
85	〃	緑が丘 4 号線	114	114	0	25	89	100	78.0	
86	〃	緑が丘 5 号線	89	89	0	0	89	100	100	
87	〃	鶺南団地支線	83	83	0	0	83	100	100	
88	〃	下鶺東 2 丁目線	150	150	0	0	150	100	100	
89	〃	下鶺若草支線	154	154	0	4	150	100	97.4	
90	〃	下鶺 2 号連絡線	172	172	0	77	95	100	55.2	

91	その他	下鶉南 1 条 1 号 線	29	29	0	0	29	100	100	
92	〃	下鶉団地 4 号線	62	62	0	0	62	100	100	
93	〃	下鶉南 1 条 2 号 線	58	58	0	0	58	100	100	
94	〃	下鶉南支線	224	224	0	0	224	100	100	
95	〃	下鶉南 1 条 3 号 線	56	56	0	0	56	100	100	
96	〃	下鶉南 1 条 4 号 線	56	56	0	0	56	100	100	
97	〃	下鶉南 1 条 5 号 線	64	64	0	9	55	100	85.9	
98	〃	下鶉南 2 条 1 号 線	93	93	0	8	85	100	91.3	
99	〃	下鶉南 2 条 2 号 線	81	81	0	0	81	100	100	
100	〃	下鶉南 2 条 3 号 線	86	86	0	0	86	100	100	
101	〃	北一条 1 号 連 絡 線	125	125	0	0	125	100	100	
102	〃	北一条 2 号 連 絡 線	67	67	0	0	67	100	100	
103	〃	朝駒 1 条 1 号線	162	162	0	2	160	100	98.7	
104	〃	朝駒 1 条 2 号線	88	88	0	0	88	100	100	
105	〃	朝駒 1 条 3 号線	55	55	0	0	55	100	100	
106	〃	鶉団地 10 号線	175	175	0	0	175	100	100	
107	〃	鶉本町団地 2 号 支 線	42	42	0	0	42	100	100	
108	〃	鶉本町団地 3 号 支 線	28	28	0	0	28	100	100	
109	〃	うぐいす 団地 1 号線	32	32	0	0	32	100	100	
110	〃	うぐいす 団地 2 号線	31	31	0	0	31	100	100	
111	〃	朝駒団地線	324	324	0	0	324	100	100	
112	〃	本町西支線	253	253	0	0	253	100	100	
113	〃	本町宮下線	293	253	40	197	96	86.3	0	
114	〃	本町宮下連絡線	51	51	0	51	0	100	0	
115	〃	東町団地 1 号線	85	85	0	0	85	100	100	
116	〃	東町団地 2 号線	111	111	0	0	111	100	100	
117	〃	東町団地 3 号線	68	68	0	0	68	100	100	
118	〃	東町団地 4 号線	66	66	0	0	66	100	100	
119	〃	下鶉北 2 丁目線	131	131	0	0	131	100	100	
		計	31,635	30,453	1,182	1,628	30,007	96.2	94.5	

イ 交 通

本町の公共交通機関は、唯一民営バス 1 社のみの営業・運行によって確保されているが、不採算赤字路線のため年々便数は減少していることから、住民の生活交通を守るため乗合タクシー事業を実証運行から本格運行させる。

自動車の運転に不安を覚える高齢者が増加していることから、運転免許証の自主返納に係る支援が必要である。

(2) その対策

ア 道 路

(ア) 道 道

- ①道道芦別砂川線の奥沢地区～西芦別間未整備区間の整備促進
- ②道道芦別砂川線の一部歩道整備

(イ) 町 道

- ①町道の再改築（道路改良・舗装及び歩道整備）及び維持補修
- ②私有地・団地内生活道路の整備及び維持補修
- ③橋梁の長寿命化に伴う点検・補修
- ④道路構造物（街路灯等）の更新及び維持補修
- ⑤除雪車の増強
- ⑥カーブミラーの更新
- ⑦街路灯のLED化

イ 交 通

- ①民間バス会社への便数確保の要請及び助成
- ②乗合タクシー事業
- ③高齢者の運転免許証自主返納支援

(3) 計 画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保の 促進	(1) 市町村 道 道 路	○町道鶉北線道路改良舗装工事 L=390m W=5.0m ○町道鶉下鶉線緑が丘カーブ道路横断管改修に伴う実施設計、改修工事 横断管 φ600 L=40m 道路 L=100m W=5.5m ○町道鶉下鶉線道路改良舗装工事 L=300m W=5.5m ○町道うぐいす団地連絡線道路改良舗装工事 L=120m W=4.5m ○町道うぐいす団地線道路改良舗装工事 L=273m W=5.0m ○町道各所雨水排水構造物補修工事 ○カーブミラー更新工事 ○街路灯のLED化	上砂川町 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	
	橋りょう	○橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕工事、改修工事及び点検（11橋）	上砂川町	
	(2) 道路整備機械等	○除雪車増強	上砂川町	

	(3) 過疎地域 持 続 的 発 展 特 別 事 業	○バス路線維持助成金 内容～路線バス会社に対する助成。 必要性～公共交通機関の維持が必要。 効果～交通弱者の足が確保される。 ○街路灯維持費助成金 内容～地域で管理する街路灯の維持費を助成。 必要性～地域の夜間の安全な交通を確保するために必要。 効果～地域住民が安心して生活できる環境が維持できる。 ○高齢者運転免許証自主返納支援制度 内容～運転免許証を自主返納した 65 歳以上の高齢者にタクシー利用券を交付。 必要性～高齢者の事故を回避するために必要。 効果～高齢者による事故を未然に防ぐことができる。 ○乗合タクシー事業 内容～路線バスの減便による、町内の移動手段としてタクシー会社へ予約制により自宅前から公共施設等まで運行する乗り合いタクシーの運行事業を委託する。 必要性～行政による民間を活用した公共交通機関の創設が必要。 効果～住民の生活交通が確保される。	上砂川町 〃 〃 〃	当該施策の効果が将来にわたり継続的に期待される
--	---	--	--	--------------------------------

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

昭和 62 年 7 月に炭鉱が閉山後、昭和 63 年度から平成 6 年度まで整備を行った簡易水道施設整備事業も完了後年数が経過し、浄水施設の各種計装機器や老朽配水管の更新が必要となったことから、平成 18 年度から新たに簡易水道施設整備事業に着手した。

今後は、漏水対策、有収率の向上を図るため、老朽化している配水管の布設替整備が必要である。

また、近年多発する自然災害に対応できる緊急時の貯水対策として既設配水池の補強改良を実施したことから、今後は更に原水の確保と漏水の防止などに努め、安定的に安全で良質な水道水の供給に努める必要がある。

水道事業は、一般会計からの補助金により料金の低減を図っているが、簡易水道施設整備事業等により、給水原価の増大は必至であることから、事業の健全化を図るため、料金体系の計画的な見直しが必要である。

令和 2 年度末の給水戸数は 1,519 戸、給水人口は 2,770 人、普及率は 100.0%、有収率は 81.93%となっている。

表 4-1 (1) 給水実績

町建設課調べ(令和元年 3 月末現在)

区分 水道別	公称能力	年 間 取水量	年 間 給水量	一日平均 給水量	一日最大 給水量	備 考
町 営 水 道	m ³ /日 2,500	千 m ³ 589	千 m ³ 350	m ³ 1,210	m ³ 1,557	

イ 下水道処理施設

下水道処理施設については、平成 8 年 10 月に事業認可を受け、流域関連特定環境保全公共下水道として事業に着手し、同年 11 月に石狩川流域下水道組合に加入した。

全体計画期間は、平成 8 年度から 28 年度で計画面積は 288ha、計画人口は 3,650 人とし、平成 9 年度に事業着手し平成 12 年度からの共用開始により認可区域内の整備が完了したため、平成 26 年度から事業は休止した。

施設建設に要した経費については、使用料収入により回収するものであることから、将来を見据えた適正な使用料を制定するとともに、諸制度の活用を奨励することにより、下水道処理区域の早期水洗化を促進し、施設の利用効率を高めながら、使用料収入の確保と健全経営を図る必要がある。

なお、令和 2 年度末の水洗化戸数は 1,115 戸、水洗化人口は 1,942 人、水洗化率は 79.0%、普及率は 91.0%となっている。

ウ 環境衛生施設

(ア) ごみ処理

本町のごみは、最終処分場の延命化やダイオキシン削減対策など、効率的な処理を図るため平成 15 年度から近隣市町とともに広域化による共同のごみ処理を行っており、平成 25 年度からはごみ焼却処理施設の設置、管理・運営も広域で行っている。両施設とも共用開始から相当年が経過しているため、計画的修繕及び長寿命化工事を行ってきたが今後も計画的な改修が必要である。さらに、プラスチック資源の分別収集等廃棄物の再資源化の取組も進める必要がある。

再資源化処理しきれないごみについては各市町の管理型最終処分場で埋立処理を行っているが、最終処分場については設備等の老朽化が進んでおり補修等が必要である。

また、施設改修等により発生した P C B 廃棄物については、専門施設での適切な処理が求められており、期限内に処理が完了するよう取組を進める。

(イ) し尿処理

し尿の収集運搬については、町営により全町を計画収集しており、し尿処理については、石狩川流域下水道組合に加入し共同処理をしている。今後、下水道の普及と人口減少により収集運搬量の減少が予想され、ごみ処理と一体となった効率的な収集運搬体制について検討する必要がある。

(ウ) 公衆トイレ

公衆トイレは、さわやかトイレ 1 箇所のみであり、し尿処理方法が浄化槽処理となっているが、設置より 20 年以上が経過し耐用年数を迎えることから下水道に接続する必要がある。

(エ) 墓 地

人口の減少により墓地の利用も減少し、さらに改葬による返還跡地や長期末使用地等の発生に伴い墓地全体の整備の必要がある。

エ 消防施設

近年の複雑多様化する自然災害及び各種災害対応として、日本全国、災害に強いまちづくりに目を向けられ、消防力の充実強化が求められる状況である。

購入後 30 年が経過しようとしている消防団車両の更新は、消防団活動はもとより、近年多発する特殊災害対応においても最大限の効果を発揮することから、今後の消防体制を維持・強化するうえでも消防団車両の更新は最重要課題である。

表 4－1 (2)

(令和 2 年 3 月末現在)

施 設	消 防 吏 員 (人)	消 防 団 員 (人)	ポンプ 自動車 (台)	大 型 水槽車 (台)	高規格 救急車 (台)	広報車 (台)	消火栓 (基)	防火 水槽 (基)
実 数	14	40	3	1	1	1	55	46

オ 住 宅

本町における総世帯数は1,687世帯であり、そのうち町営住宅入居世帯は764世帯（45.3%）持ち家、その他に入居する世帯は923世帯（54.7%）にのぼっている。このような町営住宅入居世帯が総世帯数の半数近くを占める背景には、公共の住宅供給が大きな要因として上げられる。

今後は移住・定住対策を視野に入れた公的住宅の建設、老朽化した住宅の整備、宅地分譲による持ち家の促進など住宅需要の動向を見極めた、計画的な整備を進める必要がある。

公営・改良などの公的住宅は1,163戸あり、老朽化が進み空き家も増加傾向で推移し空き家率は政策空き家を除き、39.0%となっている。

下水道供用開始による公的住宅の水洗化など時代の変革に即応するため、平成27年度に策定した公営住宅等長寿命化計画により住宅の整備を進めるが、概ね5年毎に計画を見直し、用途廃止等による住み替え、団地集約化の促進と新たな住宅整備をバランス良く進める必要がある。

個人住宅の建設は、多様化するニーズに合わせた住宅の建設を促進するため、安価で良質な宅地を供給するとともに移住・定住者奨励金制度の活用による定住化を促進する必要がある。

カ 公園整備

令和3年3月末現在、本町には児童公園が6地区9か所あり、公園は子育てや憩いの場として位置づけられていることから今後も年次計画で補修をしながら維持に努める必要がある。

また、子育て世代の転入を促すために大型遊具を備えた中核公園を整備する。

(2) その対策

ア 水道施設

- ①漏水対策と有収率の向上を図り安定給水を確保するための老朽配水管布設替
- ②水道事業健全化のための料金体系の計画的な見直し及び給水コストの低減

イ 下水道処理施設

- ①水洗化促進による使用料収入の確保と健全経営

ウ 環境衛生施設

(ア) ごみ処理

- ①管理型最終処分場設備等の補修・更新
- ②分別収集、粗大ごみ処理、生ごみの堆肥化等ごみ減量化と適正処理及びリサイクル化の推進
- ③ダイオキシン削減対策やごみの効率的処理を図るため、一部事務組合等における

広域ごみ処理の促進及び組合の一般廃棄物処理施設改修

④ P C B 廃棄物の処理

(イ) し尿処理

① し尿処理車の計画更新

② ごみ収集とし尿収集とが一体となった効率的な収集運搬体制の促進

(ウ) 公衆トイレ

① 公衆トイレの下水道接続

(エ) 墓 地

① 返還跡地や長期未使用地の整備と環境整備の推進

エ 消防施設

① 水槽付消防ポンプ自動車の更新

オ 住 宅

① 公的住宅の長寿命化・除却

② 公営住宅の利便性を向上するための集約化

③ 民間賃貸住宅建設費助成

カ 公園整備

① 既存児童公園の改修整備

② 中核児童公園の新規整備

(3) 計 画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	○簡易水道等施設整備事業 ・配水管整備 ○検満量水器整備	上砂川町 〃	
	(2) 下水道 処理施設 公共下水道	○流域下水道負担金（整備分）	上砂川町	
	(3) 下水道 ストックマ ネジメント 計画策定及 び下水道設 備更新	○下水道ストックマネジメン ト計画策定 ○計画に基づく下水道設備の更 新（マンホールポンプ等の更 新）	上砂川町 〃	

	(4) 廃棄物 処理施設 し尿処理 施設 公衆トイレ 廃棄物処理	○一般廃棄物最終処分場改修工 事 ○し尿収集車更新 ○さわやかトイレ下水道接続工 事 ○P C B 廃棄物処理事業	上砂川町 〃 〃 〃	
	(5) 消防施設	○水槽付消防ポンプ自動車更新	砂川地区 広域消防 組合	
	(6) 公営住宅	○公営住宅改善事業（長寿命化 改善） ○改良住宅改善事業（長寿命化 改善） ○町営住宅改修事業 ○町営住宅除却事業	上砂川町 〃 〃 〃	
	(7) 過疎地域 持続的発 展特別事 業	○下水道事業計画変更 内容～下水道事業認可区域の変 更 必要性～人口減少等により適正 な認可区域見直すため 効果～現在認可を受けている区 域を見直し、将来的に効率的な下 水道事業が推進される ○空戸除雪事業 内容～空戸町営住宅の除雪。 必要性～空戸住宅の積雪による 被害を防ぐだけでなく、近隣住民 の安全を確保する必要がある。 効果～安全な住環境が確保され る。 ○中・北空知廃棄物処理広域連合 組合負担金 内容～ごみの焼却施設建設のた めの広域連合負担金。 必要性～ごみ処理会社が撤退す るため、新たな施設の整備が必 要。 効果～快適な生活環境が維持さ れ、住民の転出を防ぐことが可能 となる。 ○民間賃貸住宅建設費助成 内容～民間活力による賃貸住宅 の整備等に要する費用に対し助 成。 必要性～住宅の供給を促進する ため必要。 効果～町営住宅の集約化及び快 適な住環境の提供が図られる。	上砂川町 〃 〃 〃	当該施 策の効 果が将 来にわ たり継 続的に 期待さ れる

7 子育て環境の確保、高齢者等の 保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者福祉対策

本町は、若年層の町外転出や少子化等により急速な高齢化が進んでおり、65 歳以上の高齢人口は、令和 2 年 3 月末現在 1,454 人で総人口の 50.91%を占め、中でも 75 歳以上の後期高齢者は 848 人(29.69%)で約 3 人に 1 人、65 歳から 74 歳の前期高齢者は 606 人(21.22%)で 5 人に 1 人と全国平均を大きく上回り、典型的な少子高齢化社会を迎えている。

また、高齢化に伴い虚弱や寝たきり、認知症者などの生活上の支援や介護を要する人が増え、介護予防はもちろん、重度化予防が重要となっている。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で個々の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、ニーズに応じて「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」といったサービスを一体化して提供していく地域包括ケアシステムの更なる充実がより一層求められている。

介護保険制度については、空知中部広域連合の構成市町として空知中部広域連合からの交付により、新しい地域支援事業として介護予防・日常生活支援総合事業並びに包括的支援事業と任意事業を実施していくこととなる。

増え続ける認知症等に対しては、若いうちからの予防とともに、認知症になっても暮らし続けられる認知症施策の推進が重要となっている。

また、生活維持や生きがい対策ではよりきめ細かなサービスや見守り体制が求められ、行政のみならず社会福祉協議会や地域の関係団体との連携が一層重要となってくる。

イ 児童福祉対策

本町の核家族化や少子化の進行は、子育て中の親子の地域での孤立や相談相手のない育児負担感など、子ども・子育て支援をめぐる課題や、3 歳児からの幼児教育や友達づくりを求める親子のニーズにこたえるため、また、学童の放課後の安心・安全を支える環境として、令和元年度に認定こども園と児童館を併設する認定こども園等複合施設を開設し、一時預かりや障がい児保育の実施など、多様化するニーズに対応できる体制と保育サービスの充実に努めている。今後もより質の高い特色ある保育・教育サービスの提供及び地域の子育て支援体制の推進を図る必要がある。

表 5－1 (1) 認定こども園の状況（令和 2 年 3 月末）

名 称	定 員	職 員 数			面 積	備 考
		保育教諭	そ の 他	計		
認定こども園 ふたば	55 人	8 人	8 人	16 人	728.69 m ²	47 人（現員）

表 5－1 (2) 児童館の状況（令和 2 年 3 月末）

名 称	職員数	面 積	設 備
上砂川町児童館	4 人	314.37 m ²	遊戯室、図書室、集会室、創作活動室

ウ その他の福祉対策

本町の令和 2 年 3 月末身体障がい者数は 459 人、障がい別では身体障がい者 331 人、知的障がい者 92 人、精神障がい者 36 人で、そのうち障がい福祉サービスを利用している障がい者は 92 人で全体の障がい者数の 20.0%である。

障がい者が雇用の場に就くことは非常に困難で、そのため生活困窮者も多く、障がい者の希望と必要性に応じてサービスが受けられるよう経済的な扶助の確立が必要であるとともに、障がい者の重度化や高齢化、親亡き後を見据え、障がい者の生活を地域全体で支える地域生活拠点などの体制整備を図る必要がある。

また、生活保護世帯は他市町村に比して多く被保護世帯 140、被保護人員 208 人、人口 1,000 人に対しての保護率は 72.8%と高く、対象者の世帯構造をみると多くは高齢者・疾病者・母子の生活困窮であり、一般家庭であっても就業に結びつかず生活困窮となり、生活保護受給者増加の要因となっており、貧困の連鎖を断ち切るため就労相談や就労支援、更には、生活相談体制等の充実により、自立意欲の促進を図る必要がある。

エ 保健対策

第 5 期上砂川町保健計画（平成 25 年度～令和 4 年度）の中間評価を平成 29 年度に実施し、生活習慣病の発症予防、重症化予防を早期から行うよう対策を拡充し、高齢者については、保健事業と介護予防の一体化を進める中で健康寿命の延伸を図る必要がある。また、介護予防事業については、住民主体の通いの場での取り組みや、個々の状態に合わせた支援、フレイル予防に重点を置きながら進める心身機能の低下予防を図る（介護状態になることを防止する）必要がある。

(2) その対策

ア 高齢者福祉対策

- ①高齢者福祉計画の推進
- ②介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の拡大
- ③介護老人施設の設備・備品等の整備
- ④高齢者の生活支援と見守り
- ⑤在宅福祉サービスの推進

イ 児童福祉対策

- ①子ども・子育て支援事業計画の推進
- ②保育内容の向上
- ③子育て支援と児童虐待防止対策
- ④妊娠・出産・子育ての支援

ウ その他の福祉対策

- ①障がい者等の生活支援と就労訓練
- ②障がい者福祉計画の推進
- ③社会福祉協議会の支援

エ 保健対策

- ①上砂川町保健計画の推進
- ②各種健（検）診の充実
- ③予防接種の促進
- ④健康増進関連事業の充実

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	○特定不妊治療費助成 内容～北海道特定不妊治療費助成額を控除した額を全額助成する。 必要性～少子化対策として子どもを産み育てやすい環境が必要。 効果～安心して子どもを産むことのできる環境と移住、定住の動機づけになる。 ○妊婦健診費用助成事業 内容～子どもを安心して産むことのできる母体と胎児の健康診査費用を出産まで助成 必要性～経済的負担の軽減と母子の健康を守るため必要 効果～安心して子供を産み育てる環境が整うことから若年層の人口増が進み高齢化率の低減が促進される。 ○陣痛タクシー助成事業 内容～事前に登録した妊婦に対し、陣痛が起きた際の砂川市立病院までの移送費を全額助成する。 必要性～安心して出産を迎える体制のため必要 効果～陣痛が起きた時の妊婦の不安を解消し、安全、安心な出産に資する。 ○新生児聴覚検査助成事業 内容～新生児聴覚検査に要する費	上砂川町 〃 〃 〃	当該施策の効果が将来にわたり継続的に期待される

		用を全額助成する。 必要性～先天性難聴の早期発見、早期療育のため必要 効果～音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。 ○上砂川町子育て世代包括支援センターの開設 内容～保健予防係に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行う。 必要性～安心して子どもを産み育てることのできる環境が必要。 効果～安心して子どもを産み育てる環境の充実が図られる。 ○予防接種費用助成 内容～定期及び任意任意予防接種の費用を助成。 必要性～感染のおそれのある疾病の発症や重症化、流行の予防のため必要。 効果～感染のおそれのある疾病が予防され、住民の健康的な生活が促される。 ○子どもの生活習慣病予防事業 内容～小学5年生から中学3年生に特定健診に準じた健康診査を行い、生活習慣病を予防するための健診を実施する。 必要性～肥満傾向児の出現率が高く生活習慣病の要因となることから、早期に健康状態や食、運動の改善点を知るために必要。 効果～生活習慣病の発症リスクの軽減が図られ、健康を維持することができる。 ○生活習慣病予防事業 内容～健診機会のない若年者健診や重症化予防の二次健診を実施 必要性～生活習慣病の発症予防と重症化予防が必要 効果～脳卒中・心筋梗塞、腎不全等の健康障害を予防し、健康寿命の延伸を図ることができる。 ○上砂川町健康マイレージ事業 内容～各種健診、健康教育に参加した希望者にポイントを発行し、6ポイント達成者に特典を付与する 必要性～町民の健康づくりを行う動機づけに必要 効果～主体的に健康づくりを行うことで健康寿命の延伸が図られる。 ○生涯健康づくり運動推進事業 内容～健康運動指導士等による、ライフステージごとの専門的な運動指導、体力づくり、生活習慣病予防、介護予防等を実施。 必要性～生活習慣病発症予防、重症化予防、介護予防に運動習慣を維持する必要がある。 効果～健康寿命の延伸が図られる。 ○楽しさプログラムモデル事業	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	
--	--	---	---	--

		内容～認知症予防対策の一環として、地域で生活する元気な高齢者に対し北海道医療大学の研究に協力し「楽しさプログラム」を実施。 必要性～要介護認定者の介護要因の 1 位である認知症予防対策の検証が必要 効果～健康度が向上することで認知症予防への効果を期待する。 ○子育て支援事業 内容～子育てを支援する各種事業を実施。 ・おひさまルーム事業 ・心理判定員による子育て相談事業 ・こども園給食代無料化事業 ・保育園児英語教育事業 ・保育園児と小学校の連携 ・子育てネットワーク体制の推進 ・高齢者と園児等の交流事業 ・ステップアップ事業 ・子育て応援ガイド作成事業 必要性～少子化対策として子どもを産み育てやすい環境が必要。 効果～少子化が解消される。 ○放課後児童の居場所づくり 内容～児童館の活用と学童クラブの開設検討及び放課後子ども教室との連携を図る。 必要性～全ての児童の健全育成を支援する環境整備が必要。 効果～安心・安全な子育て環境が確保できる。 ○育児用品購入券贈呈事業 内容～子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、出産後に育児用品の購入費用を助成。 必要性～安心して子育てが行える支援が必要。 効果～出産後の経済的支援を行うことで出生率の向上が期待できる。 ○除雪サービス事業 内容～高齢者等の住宅除雪。 必要性～高齢者の冬期間の生活の安全確保が必要。 効果～高齢者が安心して生活できる。 ○福祉サービス事業 内容～一人暮らし高齢者等の安心・安全な生活を営むことが出来るよう各種事業を実施 ・「救急医療情報キット」配布事業 ・緊急通報装置整備事業 ・在宅福祉サービス(配食サービス、ふれあい電話サービス) ・敬老会事業 必要性～高齢者の安心・安全な生活環境の整備が必要。 効果～高齢者が安心して生活できる。 ○高齢者サービス事業 内容～上砂川町の発展を支えてきた高齢者に対する慰労とこれから	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	
--	--	--	--	--

		もいきいきと生活を送ることができるよう各種事業を実施 ・長寿祝品贈呈事業 ・敬老祝品贈呈事業 ・家族介護用品支給事業 ・高齢者等住宅改修費助成事業 必要性～単調な生活になりがちな高齢者に生きがいの提供が必要。 効果～高齢者が地域の中でいきいきとした生活を送ることができる。 ○冬の生活支援事業 内容～在宅で生活する高齢者・障がい者・ひとり親の非課税世帯を対象に燃料費をはじめとする冬期間の増嵩経費に幅広く利用できる支援券を交付 必要性～高齢者等が燃料高騰時の冬期間、安心した生活を送るために必要。 効果～高齢者が在宅で安心して生活できる。 ○高校生以下医療費助成事業 内容～高校生(満 18 歳)以下の保険医療機関での医療費を助成。 必要性～少子化対策として子どもを産み育てやすい環境が必要。 ○町民健康増進事業 内容～町民の健康維持・増進を図るため町民保養施設(温泉施設)の入浴券を配布 必要性～町民の健康維持・増進を図るため 効果～身体ともにリラクゼーションすることにより、健康の維持・増進が図られ、健康な生活を営むことができる。 ○地域生活支援拠点等整備事業 内容～障がいのある人の高齢化や重度化、親亡き後を見据え、コーディネーターの配置等、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ対応など)を整備する。 必要性～障がい者の安心・安全な生活環境の整備が必要。 効果～障がい者が安心して地域で暮らすことができる社会を実現する。	// // // //	
--	--	--	---	--

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町では、町立診療所、民間診療所の2医療機関が一次医療機関として地域医療に当たっているが、入院病床もなく、中空知地域の基幹病院である砂川市立病院や近隣市の医療機関に多くを依存している状況である。

休日当番医については空知医師会砂川部会に、救急医療は広域で病院群輪番制運営事業と小児救急医療支援事業に参加し、365日の救急医療を確保している。

急速な高齢化の中で認知症をはじめ、要介護者が増えることが予想され、今後は医療と介護の連携が強化されていくこととなる。地域包括ケアシステムの更なる推進が急がれる中で在宅医療・介護のニーズが高まることが予想され、広域での体制整備が課題である。

本町の歯科診療所は平成26年度末で町立歯科診療所1か所となり、歯科診療も他市の歯科診療を活用しながら歯科医療体制を継続していくこととなる。

今後は、基幹病院とのきめ細やかな情報連携がより一層必要となるため、ICTを活用した情報連携の基盤整備及び遠隔医療等最先端の医療が迅速に受けることのできる環境づくりのため、医療機関に対する環境整備や各種支援を強化する。

(2) その対策

- ①認知症サポート医の確保
- ②医師の継続的な確保
- ③救急救命士の処置範囲の拡大に伴う救急技術の高度化
- ④情報連携システムの整備強化

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 乳幼児教育

乳幼児教育については、現在こども園において保護者のサポートや保護者間の情報交換、交流を目的として子育て支援事業「おひさまルーム」を実施するとともに、町民センター図書室に乳幼児スペースを設置し子育て環境の整備に取り組んでいる。

今後も、より良い子育て環境を目指し、各種事業の充実を図る必要がある。

イ 義務教育

本町の小学校、中学校はともに1校のみとなっており、中央小学校は平成3年、上砂川中学校は昭和48年に、いずれも統合校舎として建設している。

小学校、中学校とも老朽化が進んでいることから令和2年度に策定した「学校施設の長寿命化計画」に基づき、躯体や施設設備の改修を計画的に実施することで、今ある施設をより長く安全・安心に使用できる環境を維持管理する必要がある。

また、Society5.0時代を生きる子どもたちに、ICTの効果的な活用が求められるとともに、新型コロナウイルス感染症の対策としてリモート授業を導入するなど、それらの環境に対応した教育環境を整備する必要がある。

表7-1(1) 小中学校の概況

(令和2年5月1日現在)

学校名	項目 児童生徒	学級数		教員数	校舎面積	屋体面積
		普通	特殊			
中央小学校	77人	6	2	13人	3,445 m ²	1,021 m ²
上砂川中学校	41人	3	2	12人	4,848 m ²	1,074 m ²
計	118人	9	4	25人	8,293 m ²	2,095 m ²

ウ 社会教育・生涯教育

高齢者教育については、一定の成果は得られているが、参加者の固定化が進み、新たに高齢者となった世代の方々がネットなどで自ら学びの場を見つけるなどしており、老人クラブ加入者の減少と相まって新規参加者等の取り込みに苦慮している。また、ロコモティブシンドローム予防などの健康運動教室の参加者増に反して、座学的な講座参加者が伸び悩んでおり、参加者の関心をひくメニューの展開が必要となっている。

青年・成人教育については、新規講座の展開により、参加者が徐々に増えつつある状況にあり、これを継続するとともに、乳幼児教育については、乳幼児期から絵本に親しむことで、読書の習慣化を広げ、豊かな人生を送る基礎を形成する。

エ 社会体育の振興

体育協会については、会員の高齢化により活動が縮小傾向にあり、組織の存続が難しい状況にあるが、数少ない活動を支えることにより、スポーツの灯を守りつつ、小学生対象の水泳教室の継続など、幼少期からスポーツに親しむ土壌を形成し、長期的な視点でスポーツの振興を考えていく必要がある。

鶉プールについては、施設の壁面の劣化やプール周辺の地面隆起等によるプールサイドの波うち状況の解消など、利用者の安全を優先した改修が必要である。

また、体育センターステージの緞帳についても、設置から42年が経過し、老朽化が著しいことから、利用者の安全確保のため、改修整備が必要である。

(2) その対策

ア 乳幼児教育

- ①乳幼児等関連事業の充実

イ 義務教育

- ①学校教育の支援
②他地域との交流事業の推進
③中学校の施設整備
④放課後児童の居場所づくり
⑤ICT環境の整備と教育の推進
⑥特色ある教育環境の推進

ウ 社会教育・生涯教育

- ①読書の習慣化による生涯学習の実践
②社会教育事業・環境の充実

エ 社会体育の振興

- ①体育協会及び加盟団体の育成助長
②鶉プール改修事業
③体育センターステージ緞帳補修事業

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育 関連施設 校舎、屋体	○中学校体育館LED化事業 ○中学校放送設備更新事業 ○中学校体育館暖房更新事業	上砂川町 〃 〃	
	(2) 集会施設、 体育施設等 体育施設	○体育センターステージ緞帳補修 事業 ○鶉プール改修事業 ○生活館建設事業	上砂川町 〃 〃	
	(3) 給食施設	砂川市給食センター負担金（整備分）	砂川市給食センター	

	(4) 過疎地域 持続的発 展特別事 業	○学校教育支援事業 内容～学校教育における教材費・給食費等、就学に関する負担軽減及び指導力向上のための教員研修への参加、地域おこし協力隊による学習指導補助など教育内容の充実。 必要性～少子化対策として子どもを産み育てやすい環境が必要。 効果～少子化が解消される。 ○児童生徒芸術鑑賞事業 内容～児童生徒の自主企画による芸術鑑賞会の実施。 必要性～質の高い芸術に触れる機会が少ない。 効果～情緒教育等が促進される。 ○青少年教育事業 内容～町内各種スポーツ大会、体験教室等を実施。 必要性～少子化対策として子どもを産み育てやすい環境が必要。 効果～少子化が解消される。 ○ブックスタート事業 内容～出生から満3歳までの誕生日ことに絵本を贈呈 効果～幼少期から絵本に触れ、読書の習慣化により好奇心や理解力が向上する。 ○社会教育事業 内容～各種教室等で開催される事業や図書室用図書整備等。 必要性～生涯学び続けることができる環境の整備が必要。 効果～社会教育が推進される。 ○福井県鶴地区交流事業 内容～本町の母村である福井県鶴地区との子どもたちによる交流及び中学校修学旅行訪問先の福井市への変更と旅費の助成。 必要性～地域への関心を高める必要がある。 効果～地元志向が高まることから将来的な人口流出に歯止めがかかる。 ○放課後児童の居場所づくり 内容～放課後子ども教室の充実 必要性～共働き世帯の増加に伴う児童生徒の安心・安全な居場所確保が必要 効果～安心・安全な居場所を提供し、子育て環境の充実が図られる。 ○ICT教育の推進 内容～タブレットパソコンの活用 必要性～Society5.0 時代を生きる子どもたちにとって、令和のスタンダードな学習環境が必要。 効果～PC 端末を活用した学習支援ソフト等による家庭学習を実施することで、学力の向上が図られる。	上 砂 川 町 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	当該施策の効果が将来にわたり継続的に期待される
--	-------------------------------	--	---	-------------------------

		○町営学習塾等の開設 内容～民間塾講師を招聘し、放課後の塾開設や長期休暇中に合宿ゼミを実施。 必要性～学力向上対策として、特色ある学習環境が必要。 効果～他校にはない特色ある教育により学力向上が図られる。 ○高校就学費助成事業 内容～高校に通学する子どもを持つ保護者に就学費を助成。 必要性～少子化対策として、子どもを産み育てやすい環境をつくる必要がある。 効果～将来的な人口流出に歯止めがかかる。 ○砂川市給食センター負担金 内容～近隣の構成市町が共同による学校給食の調理業務を行うことで、効率的かつ安全な給食の提供を行う。 必要性～従前は自校給食であったが、衛生上の管理面における給食調理員などの人材不足から安定した給食業務の運営を行うことが必要であることから、広域の給食センターへ業務を委託する。 効果～安心安全な学校給食の提供が可能となる。	上砂川町 〃 砂川市給食センター	
--	--	---	---------------------------------------	--

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町は、総面積の約 90%が山岳森林地帯で北部を流れるパンケ歌志内川沿いの平坦地に集落を形成している。

炭鉱閉山後、東部地区の人口が流出し、町の中心にある商店街が外れに位置するようになった。民間賃貸住宅建設助成制度により、2 棟 16 戸の単身者向け住宅が建設され、下鶴地区に分譲地を造成し、公的住宅の集約を進めてきた。

今後も公的住宅団地の再編・集約化を図り、全町的な人口のバランスと利便性を考慮した対策が必要である。

また、集落の維持のために地域コミュニティの活性化を図る必要があるとともに老朽化が著しい危険住宅及び空き店舗の解体撤去等を進め、空き家・空き地などを有効に活用した諸施策を推進する。

(2) その対策

- ①分譲宅地の造成・確保
- ②公的住宅団地の集約
- ③地域コミュニティの活性化

(3) 計 画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	○分譲団地整備事業	上砂川町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	○不用施設除却事業 内容～町内の公共施設等の用途廃止となっている各施設について除却を行う。 必要性～景観の改善や建物の倒壊等による事故を未然に防止する。 効果～景観が良好となり、事故の危険性が排除されることで移住者の促進を図る。	上砂川町	当該施策の効果が将来にわたり継続的に期待される

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

文化協会については、会員の高齢化等により存続が難しくなっていることから、若い世代に対し、文化継承の必要性を理解させる必要がある。

一方で住民からは新たな生涯学習講座の要望もあることから、今後は各種講習講座のメニュー再編を検討する必要がある。

また、町唯一の郷土芸能である「上砂川獅子神楽」を伝統芸能として普及活動を行い指導者の育成を支援する。

(2) その対策

- ①文化協会の育成助長
- ②既存文化施設の管理維持
- ③新たな学習支援者の育成
- ④事業内容の再編
- ⑤伝統芸能の存続支援

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	○上砂川獅子神楽の普及活動及び指導者の育成支援 内容～町唯一の郷土芸能を存続に向けて支援する。 必要性～永年培ってきた郷土芸能を後世へ伝承し、次の世代へ引き継ぐ。 効果～郷土芸能を伝え続けることで町への誇りや愛着を育み、若い世代の興味や関心を醸成することで町外へ魅力を発信し、転入者の増へ繋げる。	上砂川町	当該施策の効果が将来にわたり継続的に期待される

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

2050 年「ゼロカーボン北海道」の実現につながるよう、本町としても「北海道地球温暖化対策推進計画」に基づき化石燃料をはじめとするエネルギーの利用をできる限り減らし、カーボンニュートラルにつなげることにより地球温暖化防止に向け、太陽光・風力等の本町で利用可能性が高いエネルギーの導入に向けて、国や道、民間企業を含めた協力体制を構築し、関連技術の開発や普及を図ることが必要である。

(2) その対策

- ①町民への省エネ意識の定着化
- ②省エネルギー及び新エネルギーの開発・導入に向けた検討
- ③設備導入等に向けた経費の算出
- ④今後の事業計画策定及び事業化に至るまでの関係各所との協力体制の構築

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本町の自然環境の保全及び再生については、周囲を山々に囲まれた恵まれた豊かな自然資源を守ることが重要である。特に森林の浄化作用から雨水がろ過・吸着・分解され河川に流出し、その清らかな水から本町全域に「おいしい水」を作り出す源となっている浄水施設については、今後も施設の管理維持を確実に行うことが町民のライフラインを守るためにも必要である。この素晴らしい環境を後世、次の世代に確実に引き継ぐために必要な事業を行う。

(2) その対策

①水源涵養林の保全

事業計画（令和３年度～令和７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育成	(1) 過疎地域 持続的発展 特別事業	○移住定住奨励金制度 内容～移住者に対する奨励金。 必要性～人口減少の抑制のため。 効果～人口減少が抑制され、地域の 活性化が促進される。	上砂川町	当該施 策の効 果が将 来にわ たり継 続的に 期待さ れる
		○就業者移住奨励金制度 内容～町内に就業する町外居住者の 町内転入に対する奨励金。 必要性～町外居住する町内企業就労 者の町内転居を促し、人口増を図る。 効果～移住定住人口の増加。	〃	
		○移住定住モデルづくり事業 内容～地域おこし協力隊と連携し、 若者向けに町営住宅のリノベーシ ョンや移住パンフレットの作成、移 住相談等を実施。 必要性～若年層や子育て世代の移 住定住推進。 効果～移住定住人口の増加。	〃	
		○空き家・空き地バンク制度 内容～町内の空き家・空き地物件を 集約し、希望者に情報提供する。 必要性～若年層や子育て世代の移 住定住推進。 効果～移住定住人口の増加。	〃	
		○民間賃貸住宅家賃助成事業 内容～移住定住の促進を図るため、 民間賃貸住宅の入居者の家賃の一部 を助成 必要性～人口減少の抑制のため。 効果～移住定住人口の増加。	〃	
2 産業の振興	(1) 過疎地域 持続的発展 特別事業	○有害鳥獣対策事業 内容～有害鳥獣であるエゾシカや アライグマやヒグマの駆除。 必要性～近年、エゾシカやヒグマ、 アライグマの出没が増加しており、 日常生活に被害が出ているため駆除 が必要。 効果～個体数の減少により被害の低 減が図られる。	上砂川町	当該施 策の効 果が将 来にわ たり継 続的に 期待さ れる
		○労働力の確保支援 内容～職場体験バスツアーの実施や 人材採用に係る経費の一部を助成。 必要性～近年、特に若年者の労働力 の確保が困難となっているため。 効果～企業の振興促進及び雇用創出 並びに移住定住の促進が図られる。	〃	

		○イベント等助成事業 内容～町民が一体となるイベント等に対し事業費の一部を助成。 必要性～疲弊する地域を元気づける町民が一体となるイベントが必要。 効果～町内外から多くの人が集ることにより大きな経済効果が得られるとともに一過性で終わることなく、交流人口から関係人口さらには定住へとつなげることで人口増を図る。	〃	
		○スキー場ゲレンデ利活用事業 内容～花の植栽やマウンテンバイクのコース整備、グランピング等、旧スキー場の利活用。 必要性～交流人口の増加を図るために、観光による地域の活性化が必要。 効果～観光入込の増加により地域経済が活性化される。	〃	
		○上砂川振興公社支援事業 内容～唯一の観光施設である温泉施設に対する支援。 必要性～交流人口の増加を図るために、観光による地域の活性化が必要。 効果～観光入込の増加により地域経済が活性化される。	〃	
		○特産品開発事業 内容～地域資源を活用し新たな特産品を開発。 必要性～地域ブランドの確立や地域の魅力発信のために必要。 効果～町内外で販売することにより本町の魅力をPRできるだけでなく、商業の活性化につながる。	〃	
		○商店街活性化支援事業 内容～商店街等が活性化を目指す事業(プレミアム付商品券など)を支援。 必要性～低迷する町内景気の活性化が必要。 効果～商店街の疲弊が著しく単年度事業の性質ではなく毎年継続することで零細な商店の貴重な収入源となっていることから将来にわたり効果があり、事業継続の一助ともなっている。	〃	
		○事業承継に対する支援 内容～商工会議所や関係機関と連携し、高齢事業者などに対する新規事業者への事業承継を支援。 必要性～特に高齢による店舗の廃業が、相次ぎ町内での購買力が低下しているため。 効果～商工業の持続的な発展と地域密着型サービスの充実が図られる。	〃	

		○新規開業(起業)等支援制度 内容～新規開店・開業者への奨励金。 必要性～事業所減少の歯止めが必要。 効果～新規開店等により町内経済が活性化される。	〃	
		○立地企業優遇制度 内容～新增設する企業等に対し、助成金を交付。 必要性～企業の経営安定化、事業の拡大に必要。 効果～新規、既存企業の事業拡大による雇用の場の創出が図られる。	〃	
		○地域おこし協力隊活動拠点の充実・強化 内容～誰もが気軽に立ち寄ってもらえる拠点づくり 必要性～町内に飲食店が少ないことから、協力隊による「交流カフェ」を開設・運営し、観光客の増加を図る必要がある。 効果～町外からの訪問者に対しての観光案内を行うことによる「おもてなし」で知名度の向上が図られる。	〃	
		○プレミアム付宿泊券発行事業助成 内容～上砂川岳温泉「パンケの湯」が発行するプレミアム付宿泊券に対し助成 必要性～町内唯一の観光施設である同温泉の観光客増加を図るため。 効果～地域経済の活性化及び域外からの集客力向上が図られる。	〃	
		○地域活性化プロジェクト ・就業体験・暮らし体験事業 内容～シェアハウスを活用し、就業・移住体験プランを実施し関係人口の拡大及び定住人口の増を図る。 ・町内アクティビティプラン創出事業 内容～関係人口の創出を図るため自然体験プランや観光スポットの開発実施に取り組む 必要性～人口減少の抑制のため。 効果～関係人口の拡大を図り、定住まで繋げ人口減少を図る。	〃	
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	○ホームページ活用講座の開講 内容～町民に対し自宅のパソコンやスマートフォンから、公式ホームページやLINEアプリを活用する方法を講習する。 必要性～高齢者が多いため、最新情報の迅速かつ確実な伝達が困難となっている。 効果～あらゆる最新情報を迅速かつ確実に町民が得ることで災害対策や生活情報等の受信により、生きがいに繋げることができる。	上砂川町	当該施策の効果が将来にわたり継続的に期待される

4 交通施設の整備、交通手段の確保の促進	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業	○バス路線維持助成金 内容～路線バス会社に対する助成。 必要性～公共交通機関の維持が必要。 効果～交通弱者の足が確保される。	上砂川町	当該施策の効果が将来にわたり継続的に期待される
		○街路灯維持費助成金 内容～地域で管理する街路灯の維持費を助成。 必要性～地域の夜間の安全な交通を確保するために必要。 効果～地域住民が安心して生活できる環境が維持できる。	〃	
		○高齢者運転免許証自主返納支援制度 内容～運転免許証を自主返納した 65 歳以上の高齢者にタクシー利用券を交付。 必要性～高齢者の事故を回避するために必要。 効果～高齢者による事故を未然に防ぐことができる。	〃	
		○乗合タクシー事業 内容～路線バスの減便による、町内の移動手段としてタクシー会社へ予約制により自宅前から公共施設等まで運行する乗り合いタクシーの運行事業を委託する。 必要性～行政による民間を活用した公共交通機関の創設が必要。 効果～住民の生活交通が確保される。	〃	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域 持続的発展 特別事業	○下水道事業計画変更 内容～下水道事業認可区域の変更 必要性～人口減少等により適正な認可区域見直すため 効果～現在認可を受けている区域を見直し、将来的に効率的な下水道事業が推進される	上砂川町	当該施策の効果が将来にわたり継続的に期待される
		○空戸除雪事業 内容～空戸町営住宅の除雪。 必要性～空戸住宅の積雪による被害を防ぐだけでなく、近隣住民の安全を確保する必要がある。 効果～安全な住環境が確保される。	〃	
		○中・北空知廃棄物処理広域連合組合負担金 内容～ごみの焼却施設建設のための広域連合負担金。 必要性～ごみ処理会社が撤退するため、新たな施設の整備が必要。 効果～快適な生活環境が維持され、住民の転出を防ぐことが可能となる。	〃	

		○民間賃貸住宅建設費助成 内容～民間活力による賃貸住宅の整備等に要する費用に対し助成。 必要性～住宅の供給を促進するため必要。 効果～町営住宅の集約化及び快適な住環境の提供が図られる。	〃	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上増進	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	○特定不妊治療費助成 内容～北海道特定不妊治療費助成額を控除した額を全額助成する。 必要性～少子化対策として子どもを産み育てやすい環境が必要。 効果～安心して子どもを産むことのできる環境と移住、定住の動機づけになる。	上砂川町	当該施策の効果が将来にわたり継続的に期待される
		○妊婦健診費用助成事業 内容～子どもを安心して産むことのできる母体と胎児の健康診査費用を出産まで助成 必要性～経済的負担の軽減と母子の健康を守るため必要 効果～安心して子供を産み育てる環境が整うことから若年層の人口増が進み高齢化率の低減が促進される。	〃	
		○陣痛タクシー助成事業 内容～事前に登録した妊婦に対し、陣痛が起きた際の砂川市立病院までの移送費を全額助成する。 必要性～安心して出産を迎える体制のため必要 効果～陣痛が起きた時の妊婦の不安を解消し、安全、安心な出産に資する。	〃	
		○新生児聴覚検査助成事業 内容～新生児聴覚検査に要する費用を全額助成する。 必要性～先天性難聴の早期発見、早期療育のため必要 効果～音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。	〃	
		○上砂川町子育て世代包括支援センターの開設 内容～保健予防係に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行う。 必要性～安心して子どもを産み育てることのできる環境が必要。 効果～安心して子どもを産み育てる環境の充実が図られる。	〃	
		○予防接種費用助成 内容～定期及び任意予防接種の費用を助成。 必要性～感染のおそれのある疾病の発症や重症化、流行の予防のため必要。 効果～感染のおそれのある疾病が予防され、住民の健康的な生活が促される。	〃	

		○子どもの生活習慣病予防事業 内容～小学5年生から中学3年生に特定健診に準じた健康診査を行い、生活習慣病を予防するための健診を実施する。 必要性～肥満傾向児の出現率が高く生活習慣病の要因となることから、早期に健康状態や食、運動の改善点を知るために必要。 効果～生活習慣病の発症リスクの軽減が図られ、健康を維持することができる。	〃	
		○生活習慣病予防事業 内容～健診機会のない若年者健診や重症化予防の二次健診を実施 必要性～生活習慣病の発症予防と重症化予防が必要 効果～脳卒中・心筋梗塞、腎不全等の健康障害を予防し、健康寿命の延伸を図ることができる。	〃	
		○上砂川町健康マイレージ事業 内容～各種健診、健康教育に参加した希望者にポイントを発行し、6ポイント達成者に特典を付与する 必要性～町民の健康づくりを行う動機づけに必要 効果～主体的に健康づくりを行うことで健康寿命の延伸が図られる。	〃	
		○生涯健康づくり運動推進事業 内容～健康運動指導士等による、ライフステージごとの専門的な運動指導、体力づくり、生活習慣病予防、介護予防等を実施。 必要性～生活習慣病発症予防、重症化予防、介護予防に運動習慣を維持する必要がある。 効果～健康寿命の延伸が図られる。	〃	
		○楽しさプログラムモデル事業 内容～認知症予防対策の一環として、地域で生活する元気な高齢者に対し北海道医療大学の研究に協力し「楽しさプログラム」を実施。 必要性～要介護認定者の介護要因の1位である認知症予防対策の検証が必要 効果～健康度が向上することで認知症予防への効果を期待する。	〃	

		○子育て支援事業 内容～子育てを支援する各種事業を実施。 ・おひさまルーム事業 ・心理判定員による子育て相談事業 ・こども園給食代無料化事業 ・園児英語教育事業 ・園児と小学校の連携 ・子育てネットワーク体制の推進 ・高齢者と園児等の交流事業 ・ステップアップ事業 ・子育て応援ガイド作成事業 必要性～少子化対策として子どもを産み育てやすい環境が必要。 効果～少子化が解消される。	〃	
		○放課後児童の居場所づくり 内容～児童館の活用と学童クラブの開設検討及び放課後子ども教室との連携を図る。 必要性～全ての児童の健全育成を支援する環境整備が必要。 効果～安心・安全な子育て環境が確保できる。	〃	
		○育児用品購入券贈呈事業 内容～子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、出産後に育児用品の購入費用を助成。 必要性～安心して子育てが行える支援が必要。 効果～出産後の経済的支援を行うことで出生率の向上が期待できる。	〃	
		○除雪サービス事業 内容～高齢者等の住宅除雪。 必要性～高齢者の冬期間の生活の安全確保が必要。 効果～高齢者が安心して生活できる。	〃	
		○福祉サービス事業 内容～一人暮らし高齢者等の安心・安全な生活を営むことが出来るよう各種事業を実施 ・「救急医療情報キット」配布事業 ・緊急通報装置整備事業 ・在宅福祉サービス(配食サービス、ふれあい電話サービス) ・敬老会事業 必要性～高齢者の安心・安全な生活環境の整備が必要。 効果～高齢者が安心して生活できる。	〃	

		○高齢者サービス事業 内容～上砂川町の発展を支えてきた高齢者に対する慰労とこれからもいきいきと生活を送ることができるよう各種事業を実施 ・長寿祝品贈呈事業 ・敬老祝品贈呈事業 ・家族介護用品支給事業 ・高齢者等住宅改修費助成事業 必要性～単調な生活になりがちな高齢者に生きがいの提供が必要。 効果～高齢者が地域の中でいきいきとした生活を送ることができる。	//	
		○冬の生活支援事業 内容～在宅で生活する高齢者・障がい者・ひとり親の非課税世帯を対象に燃料費をはじめとする冬期間の増嵩経費に幅広く利用できる支援券を交付 必要性～高齢者等が燃料等高騰時の冬期間、安心した生活を送るために必要。 効果～高齢者等が在宅で安心して生活できる。	//	
		○高校生以下医療費助成事業 内容～高校生(満18歳)以下の保険医療機関での医療費を助成。 必要性～少子化対策として子どもを産み育てやすい環境が必要。	//	
		○町民健康増進事業 内容～町民の健康維持・増進を図るため町民保養施設(温泉施設)の入浴券を配布 必要性～町民の健康維持・増進を図るため 効果～身体ともにリラクゼーションすることにより、健康の維持・増進が図られ、健康な生活を営むことができる。	//	
		○地域生活支援拠点等整備事業 内容～障がいのある人の高齢化や重度化、親亡き後を見据え、コーディネーターの配置等、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ対応など)を整備する。 必要性～障がい者の安心・安全な生活環境の整備が必要。 効果～障がい者が安心して地域で暮らすことができる社会を実現する。	//	

8 教育の振興	(3) 過疎地域 持続的発展 特別事業	○学校教育支援事業 内容～学校教育における教材費・給食費等、就学に関する負担軽減及び指導力向上のための教員研修への参加、地域おこし協力隊による学習指導補助など教育内容の充実。 必要性～少子化対策として子どもを産み育てやすい環境が必要。 効果～少子化が解消される。	上砂川町	当該施策の効果が将来にわたり継続的に期待される
		○児童生徒芸術鑑賞事業 内容～児童生徒の自主企画による芸術鑑賞会の実施。 必要性～質の高い芸術に触れる機会が少ない。 効果～情緒教育等が促進される。	〃	
		○青少年教育事業 内容～町内各種スポーツ大会、体験教室等を実施。 必要性～少子化対策として子どもを産み育てやすい環境が必要。 効果～少子化が解消される。	〃	
		○ブックスタート事業 内容～出生から満3歳までの誕生日ごとに絵本を贈呈 効果～幼少期から絵本に触れ、読書の習慣化により好奇心や理解力が向上する。	〃	
		○社会教育事業 内容～各種教室等で開催される事業や図書室用図書整備等。 必要性～生涯学び続けることができる環境の整備が必要。 効果～社会教育が推進される。	〃	
		○福井県鶴地区交流事業 内容～本町の母村である福井県鶴地区との子どもたちによる交流及び中学校修学旅行訪問先の福井市への変更と旅費の助成。 必要性～地域への関心を高める必要がる。 効果～地元志向が高まることから将来的な人口流出に歯止めがかかる。	〃	
		○放課後児童の居場所づくり 内容～放課後子ども教室の充実 必要性～共働き世帯の増加に伴う児童生徒の安心・安全な居場所確保が必要 効果～安心・安全な居場所を提供し、子育て環境の充実が図られる。	〃	
		○ICT教育の推進 内容～タブレットパソコンの活用 必要性～Society5.0時代を生きる子どもたちにとって、令和のスタンダードな学習環境が必要。 効果～PC 端末を活用した学習支援ソフト等による家庭学習を実施することで、学力の向上が図られる。	〃	

		○町営学習塾等の開設 内容～民間塾講師を招聘し、放課後の塾開設や長期休暇中に合宿ゼミを実施。 必要性～学力向上対策として、特色ある学習環境が必要。 効果～他校にはない特色ある教育により学力向上が図られる。	//	
		○高校就学費助成事業 内容～高校に通学する子どもを持つ保護者に就学費を助成。 必要性～少子化対策として、子どもを産み育てやすい環境をつくる必要がある。 効果～将来的な人口流出に歯止めがかかる。	//	
		○砂川市給食センター負担金 内容～近隣の構成市町が共同による学校給食の調理業務を行うことで、効率的かつ安全な給食の提供を行う。 必要性～従前は自校給食であったが、衛生上の管理面における給食調理員などの人材不足から安定した給食業務の運営を行うことが必要であることから、広域の給食センターへ業務を委託する。 効果～安心安全な学校給食の提供が可能となる。	砂川市給食センター	
9 集落の整備	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業	○不用施設除却事業 内容～町内の公共施設等の用途廃止となっている各施設について除却を行う。 必要性～景観の改善や建物の倒壊等による事故を未然に防止する。 効果～景観が良好となり、事故の危険性が排除されることで移住者の促進を図る。	上砂川町	当該施策の効果が将来にわたり継続的に期待される
10 地域文化の振興等	(1) 過疎地域 持続的発展 特別事業	○上砂川獅子神楽の普及活動及び指導者の育成支援 内容～町唯一の郷土芸能を存続に向けて支援する。 必要性～永年培ってきた郷土芸能を後世へ伝承し、次の世代へ引き継ぐ。 効果～郷土芸能を伝え続けることで町への誇りや愛着を育み、若い世代の興味や関心を醸成することで町外へ魅力を発信し、転入者の増へ繋げる。	上砂川町	当該施策の効果が将来にわたり継続的に期待される

